

令和 5 年 6 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 6 日 開会

令和 5 年 6 月 1 3 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和5年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6月6日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	14
小澤英之君	14
渡邊泰彦君	21
佐々木茂君	39
散会の宣告	55

第 2 号（6月7日）

議事日程	57
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
職務のため出席した者の職氏名	60
開議の宣告	61
議事日程の報告	61
議案第43号から報告第3号の一括上程、説明	61
延会について	80
延会の宣告	80

第 3 号（6月13日）

議事日程	8 1
出席議員	8 3
欠席議員	8 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
職務のため出席した者の職氏名	8 4
開議の宣告	8 5
議事日程の報告	8 5
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	8 7
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	8 8
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	8 9
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	9 5
報告第 1 号の質疑	9 5
報告第 2 号の質疑	9 6
報告第 3 号の質疑	9 6
発委第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	9 7
町長挨拶	8 8
閉会の宣告	9 9

浪江町告示第 8 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 2 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 5 年 6 月 6 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

不応招議員（なし）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年 6 月 6 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１５名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副	町 成 井 長 祥 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長	金 山 信 一 君
住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長兼 仮設津島診療所事務局長	西 健 一 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君	生 涯 学 習 課 長 兼 浪江町公民館館長兼 浪江町図書館館長	岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		掃部関		久 君			中	野	タ華子	君
書			記							
		岡 本	ち り 君							

◎開会の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、令和5年浪江町議会6月定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりでございます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、1番、武藤晴男君、2番、紺野豊君、3番、吉田邦弘君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から13日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から13日までの8日間とします。
会期中の会議についてお諮りします。6日、7日及び13日を本会議とし、8日から12日までは委員会等のため休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、タブレット端末に格納しておりますの

で、よろしくお願いいたします。

諸般の報告にありますが、5月17日付で佐々木茂議員より、議会運営委員会副委員長の辞任届が提出され、浪江町議会委員会条例第12条第1項の規定により、5月30日付で許可されました。これに伴い、浪江町議会委員会条例第8条第2項の規定により、5月30日付で佐々木勇治議員が議会運営委員会副委員長に選任されました。

◎行政報告

○議長（平本佳司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

〔町長 吉田栄光君登壇〕

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和5年浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、町の避難指示についてであります。室原、末森、津島及び大堀相馬焼の里など特定復興再生拠点区域が、令和5年3月31日午前10時に避難指示解除されました。解除日までに準備宿泊の制度を利用された方は、室原拠点で6世帯13名、末森拠点で3世帯5名、津島拠点で3世帯4名、合計12世帯22名でございました。

また、解除に先立ちまして3月18日、津島住宅団地10棟の完成記念式典を行い、鍵引渡しを行いました。

特定復興再生拠点区域の避難指示解除は、帰還困難区域全域の解除に向けた第一歩に当たると考えております。いまだ当町には帰還困難区域が広く残っており、これらの拠点区域外については、住民の皆様へ帰還に向けた意向の確認をさせていただきました。

町民の方々のふるさとへの思いをしっかりと受け止め、安心して帰還いただけるよう復興・再生に向けた取組を進めてまいります。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告をいたします。

初めに、防犯見守り隊委嘱状交付式についてご報告いたします。

4月3日、防犯見守り隊41名の委嘱状交付式を行いました。令和5年度は、特定復興再生拠点の避難指示解除に伴い、パトロール体制の見直しや関係機関との連携強化に努め、さらなる安全・安心の

推進に取り組んでまいります。

次に、浪江町消防団、春季検閲式についてご報告いたします。

4月16日、コスモスアリーナを会場に震災後初となる浪江町消防団春季検閲式を執り行いました。全7分団、約100名の団員が集結し、一糸乱れぬ隊列の閲団、威風堂々たる分列行進に臨みました。引き続き、地域防災の要である消防団活動にご期待をいたします。

次に、町内居住人口について報告いたします。

平成29年に一部の区域で避難指示が解除されて以降、徐々に町内の居住人口は増えており、令和5年4月時点で2,044人を数え、このたび初めて2,000人を超えました。今後も避難している町民の皆様が戻りたくなるような、さらには全国の方々に興味を持っていただけのような魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、復興加速化に向けた要望活動についてご報告いたします。

3月4日、公明党、山口代表に、4月17日に自由民主党東日本大震災復興加速化本部、額賀本部長に、6月4日に公明党東日本大震災復興加速化本部、赤羽本部長に対し、それぞれ浪江町の復興・創生に向けた要望書を提出し、拠点外における帰還意向による避難指示解除に当たっては、住民に寄り添いながら生活範囲や営農の意向を踏まえ、丁寧に進めるとともに3月31日の避難指示解除から期間を置くことなく、除染及び生活環境整備に着手することなどについて要望いたしました。

また、5月22日には、浪江町議会議長と共に「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」として、復興大臣などに対し「帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書」を提出し、様々なご事情からすぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について、速やかに方針を示すことなどを強く要望したところであります。

引き続き議会と連携しながら、浪江町全域の避難指示解除の実現と、さらなる復興の加速化のため積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、指定ごみ袋配布事業についてご報告いたします。

町内の違反ごみの解消と生活ごみの分別並びに収集方法の周知を目的とし、6月上旬より町内に居住する世帯を対象に、指定ごみ袋7種類の無償配布を順次行っております。今後、新たに町内居住となりました世帯へも引き続き配布することで、正しい分別はもとよりごみ減容化、リサイクルに努めてまいります。

あわせて花いっぱい運動の一環として、福島ひまわり里親プロジェクト様よりご寄附を頂いた「ひまわりの種」を配布しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン6回目接種についてご報告いたします。

5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更になったことに伴い、今年度の新型コロナウイルスワクチン接種は、春開始接種と秋開始接種の2回に分けて実施されることとなります。

春開始接種の対象者は、65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患を有する方及び医療従事者・介護従事者となっており、対象者には接種券の送付を行っております。町内での集団接種は5月31日と6月1日の両日、地域スポーツセンターで実施し、577名の方に接種を行いました。

なお、町外に避難されている対象の方については、避難先自治体の接種計画に基づき実施することとなります。

引き続き避難先自治体と連携調整を図りながら、接種を進めてまいります。

次に、陶芸の杜おおぼりの再開についてご報告いたします。

特定復興再生拠点区域となっていた陶芸の杜おおぼりの避難指示が3月31日に解除され、進めていた復旧工事も完了し、6月3日に開所式を執り行い、ふるさとでの再開を果たしました。

開所式に合わせ、大堀相馬焼協同組合の主催による「大せとまつり」が13年ぶりに陶芸の杜で開催され、多くの町民の皆様にご来訪いただきました。これを契機に、今後も大堀相馬焼の産地再生に向け、窯元の地元での再開に向けた支援をはじめ、300年以上受け継がれてきた伝統を後世に引き継ぐための取組を積極的に推進してまいります。

次に、水素及び産品振興に係る国際連携についてご報告いたします。

4月29日から5月7日、米国ロサンゼルス市及びランカスター市を訪問し、行程前半のロサンゼルス市では、環境国際会議であるベルデ・エクスチェンジにおいて、ランカスター市・ハワイ郡との水素連携組織となるP H A、パシフィック・ハイドロジェン・アライアンスを設立し、水素社会実現に向けて協力して取り組んでいくことを発信するとともに、米国要人を対象とした総領事館公邸でレセプションやジャパンハウス・ロサンゼルスにおいて大堀相馬焼、日本酒、シラス等のP Rを行い、風評払拭や海外への販路開拓について協力をお願いしてまいりました。

また、行程後半のランカスター市においては、市で取り組んでいる再生可能エネルギーや水素の取組を視察するとともに、P H A設

立に向けた覚書を締結いたしました。

今後、海外の知見からもしっかりと学びを深め、なみえ水素タウン構想やゼロカーボンシティ、そして水素社会実現に向け、取組を進めてまいります。

次に、移動販売事業についてご報告いたします。

昨年よりイオン東北株式会社とトヨタ自動車株式会社の協力により実施しておりました「水素燃料電池自動車を活用した移動販売事業」について、町内の特定復興再生拠点の避難指示解除に伴い、室原地区、末森地区、津島地区での営業・販売を開始いたしました。

引き続き利用者の皆様からの声をしっかり伺いながら、事業主体と連携し、町内の買物環境を充実させてまいります。

次に、南産業団地企業立地状況等についてご報告いたします。

南産業団地では、4社目となる株式会社トッキュウの立地が決定し、5月10日に「物流施設立地に関する基本協定」を締結いたしました。5月16日には地鎮祭が執り行われました。今後、営業所及び倉庫を建設し、令和6年4月の操業開始を目指すこととしております。

株式会社トッキュウは田村市にも営業所があり、同社の立地により中通りとの物流が活性化し、町内事業者の物流面での利便性向上が図られることを期待しております。

引き続き町内への企業誘致をはじめ、立地企業のフォローアップを含め総合的な支援を行い、町民の新たな雇用の場の創出に努めてまいります。

次に、育苗施設の本格稼働についてご報告いたします。

4月11日、運営者のJA福島さくらにより播種式が開催され、本格的な施設が稼働いたしました。播種は4月中に4回に分けて行われ、7,090枚の水稲苗を生産し、5月20日に今年の出荷作業を終了いたしました。稼働率は12%となっております。

地域農業の話合いを進め、担い手様に当施設を有効活用してもらうことで、営農再開面積のさらなる拡大につながるものと期待しております。

次に、畜産施設造成工事起工式についてご報告いたします。

4月12日、棚塩地区に整備を進めている当該施設造成工事の起工式を多くの関係者のご列席の下、執り行いました。

今後予定されている本体工事を含め、令和7年度中の整備事業完了を目指し、畜産業の再生及び耕種農家との耕畜連携を進める拠点として、確実な事業実施に努めてまいります。

次に、室原地区における米出荷再開に向けた試験栽培についてご

報告いたします。

避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域の室原地区において、5月5日に米の試験栽培の田植えが行われました。作業には室原復興組合の皆様や地域の方々30名が参加し、周辺の除草作業も併せて実施されました。

今年収穫した米の放射性物質検査において基準値を下回れば、来年度には実証栽培へ移行いたします。町といたしましても、出荷再開に向けた取組を支援してまいります。

末森地区や津島地区においても、復興組合と協議し、圃場や担い手の調整を進め、米の試験栽培の実施に向けて取り組んでまいります。

次に、農業に係る大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業の取組についてご報告いたします。

5月14日、連携協定を締結している東京農業大学と共催で株式会社舞台ファームの協力の下、棚塩地区の圃場で田植イベントを開催しました。田植には、東京農業大学の学生のほかにアイリスオーヤマ株式会社の大山社長と社員が参加し、総勢100名で田植を行い、道の駅なみえに手配した浪江産米のおにぎりも振る舞いました。

並行して、苧宿ふれあいファームの協力の下、苧宿地区での圃場でも東京農業大学の学生が田植を行いました。東京農業大学の学生は、田植前日に藤橋地区で取り組んでいるニンニク栽培の手伝い、夜には、いこいの村なみえに外部講師を招き、浪江復興米の販売に向けた情報発信の手法を学ぶなど、熱心に取り組んでいただきました。

もう一つの取組としては、5月22日、同じく連携協定を締結している東北大学と有機米栽培に向けた取組として、アイガモロボットの講習会を昨年に引き続き酒田地区の実証圃場で開催いたしました。

今後、実証実験において昨年度の結果を踏まえ、東北大学で開発を進めてきた水田における雑草害の定量化や生産性評価の2つの技術を用いて、有機米農法におけるアイガモロボットの有効性の評価検証を行う予定となっております。

引き続き大学と連携し、地域農業の活性化につながる活動を進めてまいります。

次に、浪江町有害鳥獣捕獲隊の委嘱についてご報告いたします。

4月14日、浪江町有害鳥獣捕獲隊の委嘱状交付式を行いました。交付式では、今年度活動をお願いする9名に委嘱状を交付し、帰還町民の住環境や営農環境を守るため、事故等のない捕獲活動に従事していただくようお願いをいたしました。

今年度より、3月31日に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域内での捕獲活動も開始しております。

引き続き町民の帰還やさらなる営農再開面積拡大に向けて、有害鳥獣対策に取り組んでまいります。

次に鮎の稚魚放流体験会についてご報告いたします。

5月14日、請戸川沿いの親水公園において、室原川高瀬川漁業協同組合の主催による鮎の稚魚放流体験会が行われました。

鮎の稚魚放流は平成25年に再開し、継続して行われてきましたが、子供たちの参加は13年ぶりとなり、およそ30人の町民が参加し、約2,000匹の鮎の稚魚を放流いたしました。

河川環境の回復は、当町にとって重要な課題であり、震災前に当たり前に行われていた放流体験や遊漁の再開に向けて支援をしてまいります。

次に、新産業創出等研究開発協議会についてご報告いたします。

5月10日、新産業創出等研究開発協議会に参加しました。この協議会は、F－R E I の中期計画等に関する事項について、改めて確認がされました。参加者意見交換の中で、私からは、地域との連携の必要性や分かりやすい情報発信を求めるとともに、研究しやすい環境づくりを共に進めていきたいと伝えました。

次に、F－R E I に関するセミナーについてご報告いたします。

5月14日、F－R E I に関して町民気運醸成事業としてセミナーを開催しました。町民の方をはじめ約35名が参加し、機構より取組の概要、福島県より福島イノベーション・コースト構想の現状などを説明していただきました。

引き続きF－R E I の整備に向けた各種調整と立地町としての気運醸成を進めてまいります。

次に、F－R E I に関する合意書締結についてご報告いたします。

5月29日、浪江町と機構との連携協力に関する基本合意書を締結しました。主な連携項目は、1つ、双方の活動に関し情報交換を行うこと、2つ、情報発信を行う際、相互に協力を行うこと、3つ、双方が保有する施設・設備に関し相互に協力を行うこと、4つ、復興まちづくりに関し相互に協力を行うこと、5つ、双方が合意したそのほかの連携協力活動を行うことの5項目であります。

これからも引き続き双方で連携し、F－R E I の職員や研究者が過ごしやすい、研究しやすい環境整備を進めてまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

3月13日、なみえ創成中学校において卒業式が行われ、3名の生徒が卒業しました。多くの来賓の方々にご臨席をいただき、新たな

門出を祝福いたしました。

3月18日には、浪江にじいろこども園の卒園式が行われ、7名の園児が卒園しました。

3月23日には、なみえ創成小学校にて卒業式が行われ、5名の児童が卒業しました。多くの来賓の方々にご臨席をいただき、心温まる卒業式となりました。

次に4月6日には、なみえ創成小学校・中学校の入学式が行われました。小学校入学児童が7名、中学校入学生は9名を加え、小学校は38名、中学校は23名で今年度の教育活動が始まりました。

4月7日には、浪江にじいろこども園の入園式、進級式を行いました。ゼロ歳児から2歳児の16名を第1部、3歳から5歳児の27名を第2部として2回に分けて開催しました。新たに10名の園児を迎え、今年度は43名でのスタートとなりました。

次に4月14日には、水素をエネルギーとして走る環境に優しいFCスクールバスのお披露目式をなみえ創成小中学校で開催しました。

バスの側面などのデザインは、児童生徒からのアイデアを基に、地域おこし協力隊の協力をいただき完成させました。テープカットの後、子供たちはバスに試乗し、静かな乗り心地を体験しました。

次に4月28日には、なみえ創成小中学校及びにじいろこども園において、地震と津波を想定した避難訓練を行いました。今回も徒歩でサンシャイン浪江まで避難した後、各保護者への引渡し訓練も行いました。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

3月31日、町復興事業計画地より発掘された文化財等資料を効率よく、確実に保存整理を行うための文化財収蔵庫が完成しました。作業場や空調管理ができるスペースもあり、震災前より保管していた文化財等も併せて収蔵し、貴重な町の資料等を適切に保管いたします。

今後、ふれあい交流センターでは埋蔵文化調査の出土品や古い民具、農具等を展示していく考えであります。

5月13日、ふれあい交流センターにおいて「子ども週末チャレンジ」第1回目として、図書館に宿泊する「ナイトライブラリー」を開催しました。小学4年生から中学生まで13人が参加し、夜の図書館での本探しゲームや、防災教育の一環として防災テントを自分たちで設置し、非常食の試食も行いました。

子ども週末チャレンジでは、子供たちの成長支援や自立支援など、新しいことにチャレンジしてまいります。

以上、3月定例会以降、現在までの取組について報告をさせてい

ただきました。

なお、今期定例会に提案申し上げる案件は、条例制定案件 1 件、条例改正等案件 2 件、契約等の締結案件 7 件、土地の取得案件 1 件、令和 5 年度補正予算案件 3 件、報告案件 3 件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第 5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が 30 分、再質問が 10 分、再々質問が 10 分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて 60 分以内となります。質問は質問席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

◇ 小 澤 英 之 君

○議長（平本佳司君） 5 番、小澤英之君の質問を許可します。

5 番、小澤英之君。

[5 番 小澤英之君登壇]

○5 番（小澤英之君） おはようございます。

自席とは違って、新たな緊張を覚えます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので一般質問を行わせていただきます。

なお、質問方法といたしましては、通告書のとおり一括質問方式といたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問事項についてであります。大きく 4 点であります。1 点目が命名権（ネーミングライツ）について、それから 2 点目がレンタルサイクルについて、3 点目がウクライナへの支援について、最後に、震災遺構浪江町立請戸小学校についてであります。

それでは、具体的に質問をさせていただきます。

初めに、命名権（ネーミングライツ）でございます。

既にご承知であるとは思いますが、命名権は、企業や個人が施設やイベントなどに自らの名前を冠する権利のことを指します。

命名権により、企業は自社のブランドイメージや製品のプロモー

ションを考慮して、施設やイベントに名前を冠することによって、企業名の認知度向上、顧客獲得、競争力強化を図ることができます。施設を運営する側にとっては、財源を確保する手段として利用されることが一般的であります。

そこで、当町としても命名権の制度化を行いまして、施設への導入を図るべきではないのかなというふうなことで、町としての考えについてお尋ねをしたいと思います。

次に、2のレンタルサイクルについてであります。

レンタルサイクルは、自転車を借りて利用するサービスです。観光地とか町内、町なかなどで気軽に自転車を利用したいという人にとっては、便利な選択肢の一つではないのかなというふうに思います。

浪江町に来町された方々にご利用いただきまして、浪江町内周遊や自然観光を楽しんでいただくため、交通手段の一つとしてレンタルサイクルサービスを導入してはどうでしょうか。町としての考えについてお尋ねしたいと思います。

なお、導入に当たっては、道の駅なみえ、いこいの村なみえなどへの設置が考えられます。また、電動アシスト付自転車として快適に利用できるよう配慮すべきと考えます。

次に3、ウクライナへの支援についての質問になります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が行われて本年2月24日で1年が過ぎました。状況は、停戦する様子が見られず今も侵攻が続いている状況であります。

そこで、ウクライナへの支援の一つとして提案をさせていただければと思います。

ナターシャ・グジーさんは、ウクライナ出身の歌手です。6歳のとき、1986年にチェルノブイリ原発事故で被曝をして、首都キーウに移り住むなど各地を転々とした経験を持っています。境遇が私たち町民と同じかなというふうなことで、現在は全国47都道府県を回るチャリティーコンサートを行っており、母国ウクライナへの支援活動を行っております。

当町は、震災後は世界から支援を受けております。ウクライナへの支援をすべきと考えます。ナターシャ・グジーさんによる演奏会の開催によるウクライナへの支援について、町としてのお考えについてお尋ねしたいと思います。

それから、最後の質問に入ります。4、震災遺構浪江町立請戸小学校についてであります。

震災遺構浪江町立請戸小学校について、ホームページを見ますと、

目的として、平成23年3月11日の東日本大震災の脅威、教訓とともに地域の記憶や記録を後世に伝え、防災意識の向上を図るというふうになっており、令和3年10月に一般公開されました。本年3月末までに約7万4,000人と、多くの方々が訪れております。

そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

まず、①といたしまして安全確認、点検についてであります。

最近、地震が頻繁に発生しています。令和3年2月には福島県沖を震源とする地震で震度6強、翌年、令和4年3月、同じく福島県沖を震源とする地震で震度6強が発生しております。また、震度1から2程度の地震は毎日のように頻繁に発生している状況にあります。また、場所が海から300mに位置することから、塩害によるコンクリートや鉄筋への影響が心配されます。万が一事故が発生した場合、大きな問題となりますので、そこで、どのような方法または頻度で安全を確認しているのかお尋ねしたいと思います。

次に、2の立入禁止措置についてであります。

さきに述べましたのと同じように、事故を未然に防止する観点から立入禁止についてであります。現状、立入禁止についてはネットにより行われておりますが、一部においてはロープによる規制となっているため簡単に立ち入ることができ、天井からの落下物など大変危険であると思います。再度確認の上、ネット、ロープによる立入禁止措置を取るべきではと考えますが、その取扱いについてお尋ねをいたします。

次に③といたしまして、アンケート実施についてであります。

来館者による意見、要望を把握することは、今後運営するに当たって必要事項と考えます。アンケートを実施し、内容の充実を図るようにすべきと考えますが、その取扱いについてお伺いいたします。

次に、④ホームページの活用についてであります。

今般、専用のホームページを作成されたことから、パンフレットにQRコードを印刷して、ホームページの活用を図るべきではないのかなというふうに考えます。その取扱いについてお尋ねをします。

また、あわせてホームページに「問合せ」というふうな形のページを設けまして、不明な点等に対応すべきと思いますが、その取扱いについても併せてお尋ねいたします。

以上、最初の質問を終了いたしますので、ご回答のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、まず1番、命名権（ネーミングライツ）についてのご質問にお答えをいたします。

命名権につきましては、現在、全国的に活用されている制度で、福島県及び県内複数の自治体においても活用されており、歳入確保策の有効な手段であると認識しております。

町内公共施設へのネーミングライツの導入、制度化につきましては、厳しい財政状況にある中、財源確保の一つとして考えられるところではありますが、施設の利用状況やイベント等の開催数、メディアへの露出状況等を総合的に勘案しまして、各部局と調整の上、導入の可能性について調査、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） レンタルサイクル事業についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのレンタルサイクル事業については、地域の魅力、町の豊かな自然環境をダイレクトに感じてもらう観光コンテンツとして非常に有効と考えております。これら取組は、本年3月より郡内の各町村のまちづくり会社で構成するふたばエイト、双葉郡まちづくり協議会において、地域の魅力を巡る「学び×ワクワク サイクリング」事業として、レンタルサイクル事業を行っております。

まだまだ事業を開始して間もないことから認知度が低いところがございますので、町としても積極的にご紹介をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは3番、ウクライナへの支援についてのご質問にお答えいたします。

当町は、これまで国内外から多くの支援を受けております。ウクライナ支援につきましては、ロシアによる軍事侵攻が長期化していることから、まずは募金等の実施を検討したいと思っております。

また、演奏会につきましては、町内において開催となれば、町としては後援という形での支援を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、震災遺構浪江町立請戸小学校について、1番の安全確認の方法と頻度について、ご質問にお答えいたします。

施設の安全点検につきましては、開館前及び閉館時に職員による目視点検により落下物、飛散物等がないか確認をしております。

議員おただしのとおり、町としても塩害等による施設への影響を懸念しております。震災遺構の保存及び来館者の安全確保の観点から、今後、専門家による建物調査も必要と考えております。

続きまして、2番の立入禁止措置についてのご質問にお答えいたします。

施設内の立入禁止措置につきましては、津波被害を受けた1階部分にフェンス、ベルトパーテーションでの立入り規制、天井等へネットの設置を行い、来館者等への安全対策をしているところです。

また、屋外については調理場、体育館の正面入り口等、一部をロープによる立入り規制をしています。職員による巡回、館内に設置してある防犯カメラなどで来館者の状況は随時確認をしておりますが、来館者が安心・安全に見てもらえるよう安全対策について現場の状況を確認し、ネットフェンス、センサー等の設置について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、3番のアンケート実施についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、来館者の意見、要望を把握することは、運営をするに当たり必要事項であると考えております。請戸小学校でもアンケートという形ではありませんが、開館した当初から施設の2階に施設の感想などをノートに記入するコーナーを設置し、6月1日現在、ノートも4冊目に入り、来館者から多くの感想等をいただいているところです。

また、スマートフォン等でパンフレットから「想いを届けるLINEレター」として、QRコードから施設の感想などを投稿できるシステムは取り入れておりますが、こちらにつきましては投稿者が少ない状況でもありますので、紙面でのアンケートについても実施に向けて準備をしていきたいと考えております。

また、感想ノート、スマートフォン等からの投稿等についても検証を行い、来館者の要望等の把握に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ホームページの活用についてのご質問にお答えいたします。

令和4年11月にホームページを開設した際、請戸小学校のパンフレットもQRコードを記載するなど刷新しており、パンフレットからスマートフォン等を使いホームページを閲覧できるようになっております。また、ホームページ上への問合せの方法につきましては、現在そのような機能はありませんが、問合せの多いものに関しましては、「よくある質問」という形でホームページに記載しております。

す。ホームページからの問合せにつきましては、利用者の利便等を把握しながら、委託業者などと協議していきたいと考えております。以上です。

○議長（平本佳司君） 再質問を行います。

再質問ございますか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） それでは、ただいまご回答いただきましたが、何点かについて再質問をさせていただきます。

順番に基づき、まず1の命名権であります。

調査検討というふうなことで、前向きなご答弁ではあるかなというふうに思うんですが、当町としては水素及び今回F－R E Iの町になったというふうな検討も含めて、こういったものをアピールすれば、いろいろ賛同する事業所が現れるのではないかというふうに思いますので、まずはその制度を作っていただければなというふうに思います。

それから、2番のレンタルサイクルについてでございます。

民間である協議会といいますか、ふたばエイトですか、こちらができたというふうなことで、民について官が圧力といいますか、そういうことは、もちろんすべきではないというふうに思うんですが、全然分からない、どこがどうなっているのか、実際自転車も町内でいたとか、そういうのもありませんし、その辺も含めて補完するというふうな形が取れるのであれば、町としても導入を検討していただければなというふうに思います。

それから3のウクライナへの支援についてであります。

後援というふうなことで考えるというようなことでありましたが、そうしますと、基本のところはどこであるか、例えば一例でいくと浪江ではなくて、それはまちづくりとか、そういったところを考えて後援をするのか、その辺をもうちょっと明確にお答えをいただければなと思います。

それから最後の震災遺構の浪江町立請戸小学校であります。

万が一、事故等が発生した場合、非常に大きな問題になると先ほど申し上げましたが、未然に防止するというふうな観点からも引き続き対策をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

ネーミングライツの再質問でございますが、先ほどの繰り返しに

なりますが、いろいろ今後導入の可能性、また制度の設計とか、これから勉強させていただきまして、いろいろ検討させていただきま
す。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） レンタルサイクル事業につきましてで
ございます。

議員おただしのとおり、まだまだ認知度が少ないということで、
利用者が少ない状況にございます。町としても積極的にこういうと
ころをご紹介していきたいというふうに考えております。その時期
を見極めながら、実施主体者といろいろ協議をしながら、数を増や
すなり、また手法を変えるなり、そういった調整をさせていただけ
ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ウクライナの支援についての後
援とはについて説明をさせていただきます。

後援といいますのは、例えばイベント、町内でコンサート等があ
ったとしますと、実行委員会、主催がどこであるか、続きまして例
えばそれが、共催がどこであるか、あと私が申し上げました後援と
申しますのは、例えば町で後援しているかというようなことで、ポ
スターにいろいろ掲示がありまして、後援をお願いしますというよ
うなことの後援依頼というものが通常来ております。そちらの依頼
がございましたら後援ということで、町の名前もそのポスター、あ
とは会場のほうに後援という形で、後ろから応援するというような
形しかできないんですが、特段に具体的にこうする、ああするとい
うことはございませんが、ポスターとかイベントに後援をするとい
うようなことでの意味でございます。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） 安全点検の確認についてですが、引き
続き安全点検の確認と、あとは来館者等の安全確保の観点から、今
後、専門家の調査、修繕箇所等の修繕は必要と考えておりますので、
予算措置を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 再々質問を行います。

再々質問ございますか。

5 番、小澤英之君。

○5 番（小澤英之君） 1 点だけ、3 番のウクライナ支援についてであ
ります。簡単に捉えれば、主催は難しいと、できないというふうな
捉え方なんでしょうか。そこをお願いします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） これまでも、先ほどのナターシャ・グジー様のそれぞれのチャリティーコンサートのポスターなども拝見させていただきました。それぞれの各自治体におきまして後援というような形で支援をされているようですので、同じ施策をしたいと考えております。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

以上で5番、小澤英之君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、10時10分まで休憩します。

（午前 9時51分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時10分）

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

11番、渡邊泰彦君。

〔11番 渡邊泰彦君登壇〕

○11番（渡邊泰彦君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でやらさせていただきますので、明快に、ゆっくり、分かりやすい発言をお願いします。

まず、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団についてご質問いたします。質問は、全部で4点になりますのでよろしくお願いします。

まず、いこいの村の令和4年度の収支決算状況について多少お尋ねします。

ちょっとその前に令和3年度、要するに3年度に関しては、収入が約5,000万円、支出が1億2,000万円、純損益が7,000万円というご報告をいただいております。4年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響もかなり低減され、また、国で行っている全国旅行支援事業の実施など、かなり増収になったのではないかなというふうに私自身は思っているんですが、その辺のご報告をお願いします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

いこいの村の令和4年度の決算状況につきましては、9月定例会におきまして詳細にご報告をさせていただきますが、現時点での速

報値でございますが、議員ご指摘のとおり、令和３年度決算より大幅に改善したところでございます。

収入につきましては、ご指摘のとおりコロナが収束したということもございまして、宿泊、料理、日帰り入浴が大幅増収となりまして9,900万円ほど、対前年比4,800万円の増となっています。支出につきましては、宿泊客増加に伴うレストラン運営に係る人件費の増額や光熱費の高騰による経常経費の増加により１億2,800万円程度、対前年比700万円程度の増となっております、当期純損益は2,800万円程度となったとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今のご報告ですと、売上げは約倍増近くしているということなのですが、いこいの村なみえにはいろいろな部門を抱えておりまして、まず一番メインであります宿泊部門、それと町民の方と作業員の方が利用するのが多いんだと思いますが、日帰り入浴部門、それと食事を提供するレストラン部門について３点あるわけですが、その中で、当然これだけの売上げが上がるということは、宿泊部門がかなり増大したのかなというふうに私自身は想定しているんですが、この３部門に関して、細かい数字なので大変申し訳ないんですが、ある程度町としては報告を受けているのかどうかをちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、いこいの村のほうの収益につきましては宿泊事業、それから日帰り入浴事業、それからレストラン事業というのが大きな収入源になってございます。その中で、やはり宿泊事業のほうは、コロナ収束に伴って大きく宿泊客が増えたというふうにご報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そこでちょっと質問なのですが、今後の動向ということなのですが、この３部門を中心に売上げを積み重ねていくわけですが、例えば宿泊部門に関しては、最大客室が、この決算書に出ていると最大キャパが94人なんだということなんですね。先週の土日で私ちょっといこいの村にお邪魔させていただいたんですが、そのときにフロントの方とちょっとお話ししたんですが、土曜日はほぼ満室、日曜日は70%程度だというふうにご報告を受けていまして、その前の土日もお風呂に入りに行ってきたんですけれども、そ

のときは土日ともほぼ満杯と。

何を言いたいかというと、今までコロナ禍の中でお客さんが来ないよねと。現状で団体客も含めてだと思いうんですが、客室がないために泊まらないお客さんが相当いるんだろうなというふうに想定しているんです。

それで、3部門ちょっと一つずつお話ししますが、今こいの村の中で、我々も議員としてちょっと関わってきた事業です。最初はコテージを創った。それでその後、ちょっとレストランを造ったというふうなことで、議会としては承認しながらずっと来ているわけですね。ただ、それに準じて業績がどうしても赤字の体質がなかなか直らないんだと。直らないというか、なかなかプラスに転じていかない。いろいろな要因があるかと思うんですが、その一つの要因として、やはり客室の数が足りないんじゃないかと思うんですね。例えばコテージなんかを見ると6人とか8人とか、そういった大きなところに1人だけ泊まっている。そういう現象がかなり見受けられているんですね。

そういったことから、今ちょっとなかなか改装するのにも多分相当お金がかかるんだとは思いますが、2階、3階、4階がまだ残っているわけです。その辺で何十人かのキャパを広げていけば、今度は個人のお客さんというか、1人のお客さんにも対応できる、コテージはコテージで大人数に対応するという、いろいろなことができてるのかなと思います。

その辺ちょっと町の考え方をひとつお尋ねしたいというのと、日帰り入浴部門なんです。大体夕方5時ぐらいに行くんですけど、土曜、日曜とも大体10人ぐらい。多いときでも十二、三人ぐらいなんですけれども、あのお風呂であればちょうどいいぐらいの人数なんだとは思いますが、コロナ禍の前は、東京電力で復興推進室のほうでいろいろお掃除なんかをしていただいた方々が何十人というふうに日帰り入浴を利用してもらったことが過去にあるんですね。例えば30人入れば1万5,000円と。それが平日ずっと続いてくるわけなので、そういう積み上げからしていけば、少なくとも水代にはなると。そういった経営関係にも乗っかってくると言ったらおかしいですけども、要は売上げが上がってくることだと思いうんですね。

レストラン部門に関しては、今度は予約制になったというふうなことは聞いておりますけれども、予約制になったことによって、果たしてレストラン部門が増収になるからそうしたのか、それともまた別な理由なのか、ちょっとその3点を一つずつ丁寧に答えてくだ

さい。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、いこいの村なみえにつきましては、震災後の再開に当たって、町民や事業所の滞在場所の確保ということで、町のほうで整備をさせていただいたものでございます。

今後、中長期的な利用については改めて考えていかなければならないなと思っております。宿泊の部分でございますが、現在は宿泊者も増えているということですが、主には団体客、視察であったり研修であったり、それこそ震災教育、防災教育みたいな形の学生さん等々の利用が多くなっているところでございます。

あわせて個人のお客さんも増えてきているという状況もございますので、議員おただしのような本館の2、3、4階については、まだ整備していない場所でございますので、今後これらの利用者の動向を見極めつつ、その有効活用についても検討をしてまいりたいと思っております。

それから2点目の日帰り入浴でございます。日帰り入浴につきましては、昨年度、ロウリュウ式サウナというふうに変更させていただきました。今般のサウナブームで、結構近隣のお客様からもご好評をいただいているところでございます。そういった部分を積極的にPRしていくという部分も必要かなと思っておりますし、また、先ほどあった東電の復興推進室の方々、そちらについては、以前はコロナが流行ってきたときにちょっと自粛させていただきましたということで、先方のほうから利用のほうは自粛という話があったので、改めて作業して汗を流す際にはご利用いただけませんかという話をさせていただいているところでございます。

それからレストラン事業につきましてはなんですけれども、こちらにつきましては、まず事業としましては喫食率、要は宿泊者が食事付で泊まるというケースが大体半分ぐらいになっております。宿泊と食事をセットの部分について、もっと積極的にPRしていきたいというのが、まず1点目の改善方法でございます。

そのほかにも団体客の部分でございますけれども、宴会であったり、会合であったり、法事とかそういった部分の団体客の利用も今後促進していきたいというところでございます。

また、昼食を予約制にしたところでございます。そちらについては、ゼロのときもあったり、二、三人のときもあったりということで、日によって増減すると。その中で調理員を確保しておかなければならない、食材も用意しておかないといけないということで、か

なりロスが出ていたところでございます。ただ、ニーズとしては、ある程度まとまったお客さんが、1か所で食事をする場所がないというニーズがかなり来ておりました。いこいの村でありますと最大五、六十人は昼食を一緒にとれるということがありましたので、そういったなかなか昼食時、お客様が読めないというよりは、しっかりと予約を取って、団体客の昼食にご利用いただけるような形のほうが、収益が上がるんじゃないかというふうにご判断いただいた中で変更させていただきました。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 課長の説明でよく分かったんですけども、まず宿泊に関して、ちょっと私の記憶が正しければなんですけれども、最初に開所するときには補助金というか、助成金が入ってきた。レストランを建てる時も、いろいろなものでご苦労して資金を集めていただいて作ったという経緯があります。

例えば2階、3階、4階を仮に泊まれるようにする場合に、積算しないとよく分からないとは思いますが、多分億単位になるんじゃないかなというふうに私思うんですね。あそこの配管は、たしか壁か何かの配管なので、一回全部多分落とさないといけないと思うんですよね、配管を直すのに。そうなってくると、例えば1億円だとか2億円とかという話になってくると思うんですね。果たして、例えばそこを例えば仮に2億かかったと。2億かかったときに、じゃ単費でやるかというふうにはなかなかできないのが今の浪江の現状なわけですから、いろいろなものの財源を見つけてきてやるということになるかと思うんですね。

その財源はこれから探すといえは探すんでしょうけれども、仮にそこを改装するんだといったときに、じゃその費用対効果と言ったらまたおかしなものですけれども、それだけのものを建てて、果たしてずっと持続可能ないこいの村なみえになるのであれば、これは資金としてはいいだろうというふうに思いますけれども、その辺をちょっと少し研究してもらおうとか、検討してもらって、そんな形で、こういった形でやるような計画があれば、その辺をちょっと町のほうで検討していただきたいというふうに思います。その辺の回答もちょっとください。

それとレストランの件なんですけど、これも最初は軽食、要するにお風呂に入った方がうどんを食べたり、おにぎりを食べたりということが始まって、それではちょっと売上げが上がらないよねということで今度レストランができてから、レストランで本格的ではない

んですが、ランチを出すというような経緯で来ていたわけです。その間に例えばメニューの改善もしたんだろうし、ただ、一つ足りなかったのは、やはりいこいの村で昼食をやっているというイメージが全然、結局出なかったところが多いと思うんです。それは、やはりいこいの村自身のPRのなさというか、努力が足りなかった面というのは大いにあるのかなと思っています。

そういったことで食材が無駄になるので、今度は予約制にしますよということで、それはそれでいいかと思うんですけれども、ただそういうふうな形で変革してきたものを、今回新たにやったわけですから、その予約する客が売上げにどっとつながるような作戦を立てないと、団体客が50人から60人入りますよと。その団体客をどうやって呼んでくるのか。そういったPRが必要だと思うので、その辺きっちり指導して、やはり全体的に底上げしないと、今回は、去年から見れば大分良くなっていますが、やはり純損益なんです。純利益じゃないんです。やはりこのままいってしまったらどうなんだという心配もありますし、その辺ちょっと課長、今年度の考え方をお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

まず宿泊室の考え方でございますけれども、先ほどもご答弁させていただいたように、宿泊者の動向等も見極めながら、遊休客室等のほうをどうするかは検討してまいりたいと思います。

議員おただしのとおり、やはり配管だったり空調であったり、そういった部分も直さなくてはいけないという部分がございます。あと、どういった形で直すかというレイアウト等もございますので、それについてはかなりの金額になるかもしれないんですけれども、そこもしっかりと見極めながら、費用対効果というところもしっかりと把握しながら、検討のほうは進めていきたいと思っております。

それからレストランの部分のPR、周知については、ご指摘のとおり昼食、ランチ営業時のPRが足りなかったという部分は町としても反省しなくてはならない点だと思っています。

今後は団体客にどうアピールするかという部分でございすけれども、震災遺構請戸小学校では多くの団体客が視察に訪れておりました。その中でよく問われるのは、みんなでお食事をとれる場所はないですかというような問合せがかなりあったところでございます。その都度、いこいの村のご紹介をいただいたところでございすけれども、今後は待ちの状態じゃなくて、このような団体客が来るのは大体旅行代理店を通してプランニングをされているというケース

がございますので、そういったところを調べて、町内ではこういうところに泊まる場所がありますよ、団体で昼食をとれる場所がありますよというような、こちらからのセールスというのも積極的にやっていく必要があるのかなと思っているところでありますので、そういったことでPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。課長の考え方で私は賛同しますけれども、やはりPRというのはいろいろな方法があるので、旅行代理店ももちろんあるんだろうけれども、今、ネット環境を使いながら、いろいろなサーバーを通してやるとか、そういったこともいこいの村自体にやらせないと、やはり待っていて、第三セクターみたいな感じで、しょうがないなみたいな感じでいたら、これはもう要らない施設になってしまったら大変なことになるので、その辺よろしくお願いします。

それと、ちょっとこれ細かい数字で申し訳ないですけども、令和2年度の貸借対照表の中で現金預金という項目がありまして、これが1億2,600万円ほどあったわけですね。令和3年度は7,000万円近く減して5,500万円になってしまったんですね。令和5年度は、この数値がどのくらいの数字から始まりそうなのかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

令和5年3月末の現金預金でございますが、こちらも速報値でございますが、4,500万円程度になってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ずっといこいの村のフォローというか、このお金でずっとフォローしてきたという経緯があるんですね。それでこの現金預金が、内容的には賠償があつたり、いろいろなものがあるんだと思うんですけども、それがこういうふうにどんどん先細りしていくという中で、今回はたまたま2,000万円近い減ぐらいで済んでいるかも分からないですけども、例えば今年、このコロナ禍の中、もっと上がっていけば、これが残ってくるということも考えられると思うんですけども、そういった意味で、最後のとりでと言ったらおかしいですけども、例えばこれがゼロになってしまつて、それでも結局収益が上がらない場合には、指定管理料みたいな形でやってもらうような形になりかねないと思うんですよ。

ですので、その辺をこころの考え方というか、これで赤字を補

填するというような考え方ではなくて、これはこれで、要するに資産として残していくんだというような考え方を、やはり町として徹底させないといけないと思うんですよね。赤字だったらしょうがないやみたいなの、それではもうどうしようもないので、その辺ちょっと指導していただきたい。これは要望でいいです。

4番目に入りますけれども、いこいの村なみえの位置関係からすると、すぐそばに丈六公園があります。まだ完成は多分していないんですけれども、町営高瀬球場があります。この2つの施設と連携というのを今から考えておいたほうがいいと思います。というのは、やはり場所的にいえば全部高瀬なので、いこいの村、例えば野球の大会を企画しますよと。それで例えば土曜日に予選をやって日曜日に決勝するとき、いこいの村で例えばバーベキュー等があるわけですから、そういうところで泊まっていただくとか、ちょっと素人考えで申し訳ないですけれども、いろいろな企画を考えないといけないと思います。

丈六公園は、ちょっと課長、どのくらい行っているか分らないですけれども、今、子供を連れたお客さんがかなり入っています。やはりそういったお客さんが丈六公園に興味を、今まで全く来なかったのが、あれだけ整備されて来るようになったんですから、やはりいこいの村としても、丈六公園、高瀬球場、ほかに町の施設たくさんあると思いますけれども、まず各施設との連携でいろいろな企画を立てて宿泊客を増やすとか、お風呂の客を増やすとか、レストランの食事を利用してもらうとか、そういったちょっと戦略というのは考えられるかどうかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり丈六公園、それから高瀬球場、それからいこいの村に隣接しております生活環境保全林、こういった周辺施設との連携につきましては、非常に重要であると認識しております。

いこいの村を中心としたこの丈六エリアの豊かな自然環境を生かした体験型観光なども検討してまいりたいというふうに考えております。さらには、ふれあいセンターや現在整備を進めている防災海浜緑地パークゴルフ場、こういったスポーツ施設との連携であったりとか、震災遺構請戸小学校との震災教育での連携など、町のポテンシャルを最大限に生かし、町の魅力を発信する施設として運営し、かついこいの村なみえが持続的経営に資するような戦略を、今後事業団と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） まさに今、浪江はこれからいろいろなものができてくると、パークゴルフ場も多分完成するんでしょうし、だからそういった中で、やはりいこいの村の売上げに貢献する方法ということが、語弊があるかどうか分からないですけども。その辺をいこいの村を中心にいろいろなことを考えてください。

このいこいの村の周辺施設の丈六公園で、2回にわたって整備されています。整備していない地区もまだ裏のほうに残っていますけれども、何回か一般質問でやったんですけども、子供らが今あれだけ丈六公園に遊びにいつているのに、草刈りの管理をしていないというのが現状あるんです。大きな滑り台と多目的滑り台があるんですけども、その周りに草が生えているんです。子供が遊んでいるんですけども。それと展望台に行くところの左右、これ1メートル以上の草が生えているんですよ。そういう整備は、やるようお願いしていたはずなんですよ。その当時、総務課長が建設課の課長だったんですけども、今全然守られていない。

別にそれを言っているわけじゃなくて、いこいの村と連携する施設が整備されたまんまなんということはありません。その辺は町として、産業振興課がやるのか建設課がやるのか分からないですけども、維持管理をしないと例えば連携できない。例えば高瀬球場がきれいに整備された後、維持管理しないと使えないんですよ。その辺ちょっと質問の関連になってしまうんですけども、その辺どんなふうに考えているかちょっと教えてください。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

丈六公園の状況につきましては、現地を確認し、応急的に通路、施設周りの草刈りを実施しております。丈六公園の維持管理につきましては、6月末に入札を行い、年2回の除草、剪定を実施いたします。

なお、利用者の方が不便のないよう、適時管理してまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 関連なのでやめておきます。

取りあえず、まず整備はするんだということで認識しますので、よろしくお願いします。

次に、一般社団法人まちづくりなみえについてお尋ねします。

まちづくりなみえは、ここに数字が書いてありますけれども、令和4年度の決算はどんな状況なのか。これいつも9月に私が質問するんですけども、多分もう出ていると思うので、その辺ちょっと

お尋ねします。

ちなみに3年度は5億1,000万円で、要するに営業利益が出ています。これはまちづくりなみえ全体を考えたときの数字なんですよね。その中で、まちづくりなみえはいろいろな部門を担っているわけですから、その中で道の駅なみえ事業単独だと、今年はどのような状況なのか。去年よりは絶対いいと思うんですけども、その辺をちょっと教えてください。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

まちづくりなみえの令和4年度の決算状況につきましては、先ほどの勤労福祉事業団同様、9月の定例会におきまして詳細についてはご報告をさせていただきますが、現時点での速報値でございますが、当期純利益は2,100万円程度となったとの報告を受けております。

また、道の駅単体での収支状況につきましては、900万円程度の純利益となったと報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 数字的には、なかなかいい数字だなというふうに思います。というのは、道の駅は日本全国にありますけれども、いろいろな決算状況として見させてもらおうと、かなりひどいというのが現状で、多分道の駅なみえで900万の純利益が出るということは、相当優秀な道の駅だという証拠だと思うんですね。

その中で、あえてちょっとお聞きしたいんですけども、今、（2）番の中に8つの事業を挙げておきました。これが、まちづくり会社が担っている部門なんです。この中で、各部門の状況というのはある程度町はつかんでいるんだと思うんですけども、この8つの部門の中で、どれが収益を上げているのか、どれが駄目なのかというのは町のほうで報告受けていますか。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、まちづくりなみえにおきましては、この8つの事業を展開しているというところでございまして、それぞれの事業におきまして収益増となったという報告を受けているところでございます。

その中でも、例えば移住定住事業につきましては、利益云々というよりは事業の中身として、相談件数が138件、延べ相談件数が261件になりますけれども、実際に移住に結びついた件数は19件、25人

となっているとの報告を受けています。

一番収益性が高いという部分につきましては、被災地の視察ツアー、こういったもののニーズが高まっております。こういった部分につきましては、年間で178組、延べ5,000人程度がこの視察を利用して、町のほうに来訪されているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） かなり好成績だなと思うんですね。例えばその視察ツアーがこんなに多いというのを初めて数字を聞いてびっくりしたんですけれども、さっきの話に戻るようなんですが、こういったものもいこいの村を利用するような、178件というのは物すごい件数だと思うので、その辺は連携して、まちづくり会社といこいの村が連携すればいいのかな、なんてちょっと思うので、その辺の連携も考えてもらえればと思います。

肝心なところなんです、これまちづくり会社には指定管理者になっているので、例えば道の駅の指定管理者になっています。当然指定管理費というのを払うようになっているかと思うんですが、例えばこの移住定住にも町から委託されているんだろーと思いますし、いろいろなものが町からの委託として入っているんですけれども、これ総額と言ったらおかしいですけれども、町からまちづくり会社に年間どの程度の指定管理というか、委託料を含めて入っているのかをちょっと教えてください。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

令和4年度のまちづくりなみえに対する道の駅の指定管理料でございますが、そちらは4,500万円となっております。これらの部分については、公共部分の管理費に充てるという形の指定管理料になっています。

このほか町内コミュニティー再生支援事業、それから公共施設の環境整備委託、それから移住相談窓口業務、こういった公益的な事業を中心に、町のほうからは約7,000万円の業務委託を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 当然こういった数字になるんだというふうに想定していたんですけれども、例えば道の駅の管理費として4,500万円。これ最初にできたときに議会で承認した覚えがあるんですけれども、この指定管理料の考え方なんですけれども、例えば今、道の

駅が900万の利益が出ているということなのですが、いろいろな
約束事があって指定管理をしているのは重々承知なんですけれども、
やはり経費の削減ということもやらせないと、例えば4,500万のあ
れが、ずっと4,500万ではなくて、例えば来年度は3,500万、再来年
度は2,500万とか、そういった営業努力をしながら指定管理費を少
しずつ下げていって、最終的には道の駅だけで完結するようなこと
をしていかないと、ちょっとさっきほかの道の駅はどうなんだとい
う話をしたんですけれども、そこから見ても相当優秀だというのは
分かっているんです。ただ浪江町の今現状を考えた場合に、この先
税収、ちょっと後からやるんですけれども、それを考えたときに、
いろいろ大変なことになるのかなというふうに思うので、その辺、
指定管理料に関して、町とすれば大体どのような考え方で動いてい
るのか、ただ毎年やればいいのか、それともその辺はちゃんときち
っと向こうに提示しているのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

道の駅の指定管理料の考え方でございます。こちらについては、
施設のほうには公共的な部分と営利の部分がある施設であります、
その公共的な部分の維持管理経費ということで、電気料だったり、
その部分の人件費であったり、あとは消耗品であったり、また、施
設全体の設備の維持管理、そういったものも含めて算出している
ところでございます。

議員おただしのとおり、これからいろいろと指定管理料につま
ましては指定管理者と共にどういった在り方がいいかというのを検討
してまいるところでございますけれども、基本的には、公共的な部
分についての管理をしていただくための委託料という形の算出にな
ってございます。そちらについても、施設ができてから2年たって
おりますので、どういった費用がかかってということの精査は必要
になってくるかと思っておりますので、そういった形で進めていきたいと
考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 当然2年たって、そういったことが見直しされ
るべきだと思うし、営業の仕方が果たしてあれでいいのか、それと
も中の、例えば今、無印が入っています。何年か後というか、間も
なくなんでしょうけれども、無印の大きな店舗が他町村にできてく
ると。もう決まっていることなので、そういった意味からも戦略的
な見直しも当然必要になってくるんだろうと思うし、それは指定管

理者としていろいろ考えているんだろうとは思いますが、そういったいいところだけが残ってくるわけじゃなくて、だんだん攻められてくるわけですから、そういったことに対応するために、もうちょっと強硬な道の駅にしていけないと思うし、だからこそ指定管理料がかかるんだという話にはならないはずなんです。

ですからその辺をきっちり指導していただきたいということで、最後に、今後道の駅がますます発展するために、具体的なものを向こうで提示してきているのかどうか、それともこのままでいいんだと考えているのかどうかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

まず、当町にある道の駅なみえにつきましては、国内初の無印良品の出店、それからラッキー公園に加えて、町の特産品である大堀相馬焼、それから地酒の製造販売施設を行うなど、近隣には例のない施設となっているとともに、町の情報や魅力を発信する情報発信拠点として町内から多くの方がご来館、ご利用していただいている施設となっております。

今後もこういった特性を最大限に生かして、町観光のハブ施設として、道の駅に來れば町の魅力やあらゆる情報が入手できる場として、さらなる充実を図っていくというのが、重要なのかなと思っています。

さらには、新商品や新メニューの開発、それから定期イベントや隣接する親水公園を利用した特色あるイベントなど、こういったものについては指定管理者と協議をしながら、取り入れていきたいと思っています。ぜひ来訪者の方に、また来てみたいと思っていただくような仕掛けを作っていければということで思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょうど20分なので、取りあえず今ちょっといろいろ申し上げたんですけども、やはり道の駅は、浪江にとってはもう大切な施設なんです。これは、やはりいつまでも光っていただきたいなという思いがある部分から、ちょっときつい言葉になって申し訳なかったんですけども、その辺は課長、よろしくお願いします。

次が、これは一番大切だと思っているんですが、町の財源というか、いろいろな施設と財源の取組について、ちょっとお尋ねします。

今、2つの町の関連施設の質問をさせていただきましたが、今後、浪江町において様々な予算を執行するにおいて、財源不足が起きて

くるのかなというふうに私は今感じておりまして、例えば今までちょっと今質問にもいろいろ出ていましたが、スポセン、フレセン、高瀬球場、丈六公園、旧請戸小、こういったものは管理費とか委託料がついてきます。財政面で、かなり厳しくなるのかなというふうに思います。

ちょっと余計なことをお話ししますが、我々原発と東電の事故でこういう状況になって、ここまで復活できたというのは、すごいなと私は思っておりますけれども、そのためにやはりいろいろなもの、例えば企業誘致にしたって、どんな財源を考えるのではなくて、取りあえず企業に入ってきてくださいねと。浪江町をちょっと発展させてください、いろいろなものが、フレセンを直した、何を直したと、やはり原発でいろいろ傷んだところをきっちり直していく、いこいの村もそうなんでしょうけれども、そういったことがやはり復興が目に見えてくる一つのあれになっていたと思うんですけれども、ただこれからを考えれば、今まではそれでよかったんだろうと思いますけれども、例えば今回の予算案を見ると、自主財源が156億円で依存財源が177億円という内訳になっているんですけれども、これをよく見ますと、例えば町税に関しては、去年は14億入って、今年は12億、要するに2億円減っているわけですよ。

そういった現状で、これはどういった原因で税収が減ったかというのは住民課長のほうでいろいろ分析しているんだと思いますけれども、こういった中で例えば財源構成を見ると、一般財源が98億で特別財源が236億と、こういう振り分けになってきているんです。そうすると、今は、例えば福島再生加速化交付金だとか、浪江町復旧復興基金等を取崩しながら予算をつけているんですけれども、これは永久的なものではないと思うんですよ。

この辺ちょっと町長にお聞きしたいんですけれども、この辺、将来的に、財源についてはどのような目算があるのか、それともどういうふうにしなけばいけないのかというものがあれば教えてください。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 渡邊泰彦君のご質問にお答えをしたいと思います。

議員おただしのとおり、各施設の維持管理費、運営費用などの財政負担は今後の町の重要な課題であると認識しており、将来にわたって安定的な財政基盤構築が必要であると考えております。

このため浪江町復興計画第3次に基づき、農林水産業といった従来のなりわいの再生と併せて町内に整備した産業団地への企業誘致

により、企業からの投資を促進しながら財政基盤を強化するとともに、移住者の積極的な呼び込みを図るなどして居住人口を増やし、安定的な財政基盤を構築したいと考えております。

私も町長に就任して間もなく1年が過ぎますが、就任時から常に投資という言葉が頻繁に使わせていただいております。投資による税源としての行政の財政的な負担低減も含めた今後の将来のまちづくりの財源確保というのは、我々は非常に大事な課題だと思っております。

今、議員からお話があったとおり、この点についても大きな課題でありますし、今後、復興の中で今の住民が町外に避難をしているような状況等を踏まえた税収についても、今後大きな議論が必要かと思っております。今後とも、これらについては議会の様々なご意見を伺ってまいりたいと思っております。

また、限りある財源を有効に活用するという観点からは、これまで以上に既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを図るとともに、民間委託、指定管理者制度の導入により施設運営の抑制やアウトソーシングの導入による業務効率化の検討など、将来的に自立した行政運営が可能となるよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

加えて、いこいの村事業団でありますけれども、まちづくり会社に対しては、指定管理者というような仕組みの中で政策的なもの、公共的なものを担っていただいております。これら町の関係課とすると、まちづくり会社については町が出資をしている会社で、政策的な意味合いも非常に高い、そんなことも承知しております。その観点から、様々な指定管理者、アウトソーシングというお話の言葉を使わせていただきましたけれども、政策的なものを依頼するわけでありますから、この団体等としっかりとした協議をしながら、町民に、そして議会の議員の皆様方から様々なご意見、ご指摘が過去にもあったとも伺っております。風通しのいい関係で、我々行政としてもこれら団体ともしっかり協調しながら、ある意味厳しくする場面もあろうかと思えます。

まだ就任して1年たっておりませんが、町長として、これら仕組みを継続的にいい形で進めていく上にあっては、町も、町長として意見を述べさせていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 町長のご意見を聞いて少し安心したところもあ

るんですが、やはりこれからの将来を担っていくというか、当然我々はもう終わりの年代なので、我々の息子とか、そういったところにこういったツケを回すというのは、今日本の国がツケを回しているのと一緒にになってしまうので、その辺は、これを解決するというか、持続可能な安定したものというのを作り出してやるというのは我々の役目なんだろうなというふうに思っています。ぜひその辺をよろしく願いしたいと思います。

その中で、将来浪江周辺にいろいろな施設が、公共施設も含めてできてきます。F－R E I の関連施設なんかも出てきますけれども、こういったものを造るのはいいんですが、そこでも利益を上げていくということはもちろん大切ですが、やはりきれいな姿で維持管理をするということも当然必要になってくるんだと思います。

例えば駅前、浪江駅周辺であれば建物が建つわけですから、そのメンテもあるだろうし、道路、駐車場、そういったものの維持も必要だ。F－R E I 関連のものがもしできてくれば、今度は道路もきちっと管理しないといけない。いろいろな意味でお金がかかることが、大きな予算が必要になると書いてあるんですけども、その辺の財源も増えてくることになると思うんですけども、これはできてみないと分からないんだということでは、やはり将来にツケを回すようになってしまうので、この辺の考え方というんですか、管理の考え方を副町長に教えてもらいたいんですけども。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 渡邊議員のご質問にお答えいたします。

現在、浪江町の駅周辺整備事業につきましては、施設ごとに設計を進めているところでございますけれども、その設計を進めるに当たりましては、隈研吾建築都市設計事務所などと連携しながら、建物等の劣化対策やメンテナンスの容易さを踏まえた施設とすることを念頭に置くとともに、太陽光発電の導入や省エネ基準のZ E H等を目指し、維持管理経費の削減に向けた議論を行っているところでございます。維持管理費の確保や効率的な運営方法等につきましては、中長期的な視点の下、他自治体の先進事例なども参考としながら検討を進めてまいります。

他方、F－R E I につきましては、現時点におきまして具体的な整備内容等が明らかになっておりませんので、今後、国が取りまとめる施設基本計画などを踏まえながら、F－R E I をはじめ国・県等と連携しながら、町が担うべき役割等をしっかりと整理・対応してまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 分かりました。ちょっと先が見えないような話になっているんですけれども、例えば周辺施設の隈研吾さんのランドデザインができて、最初に気になったのはメンテナンスだったんですよ。あれだけのすばらしい施設で、それでなおかつ木造で、どんなメンテをすればいいのかなと。我々も何回もいろいろ隈研吾さんの施設は視察に行っています。三陸にも行っているし、登米にも行っているし、そこで向こうの方といろいろな話合いもさせてもらったんですけれども、メンテの規模というのは、我々が想像している以上のものなんです。これを維持していくというのはどれだけ大変なのかというのは、もうちょっと大変だという思いをしないと、格好いいものができました、じゃそれをどうやって維持するんですか、これだけのお金がかかりました、それを目当てにどのぐらいの人が入ってくるんですかという、そういう想定もしないと、今言ったように維持管理が、我々の想定を超えるようなものになるはずなんです。

その辺はやはりもうちょっと今進んでいる計画なので、その辺はよく研究していただいて、例えばF－R E Iの関連施設に関してもどんなビルが建って、どんな構造で、どんなふうになるというのが出てくるわけなので、そのときに例えば筑波学園都市を見にいったら、どういうふうなもので管理しているのか。例えば沖縄のO I S Tに行って、どういう管理をしているのか、そういったもののデータを今から集めておいて、こういう施設になったらこれだけかかるんですよ、この辺を国はどう考えているのかというようなことをやっていかないと、最終的に浪江町にどんどん造られたら、成り立っていかなくなります。その辺ちょっとよく考えてください。

残り5分で、ちょうどまい時間になったので、最後に、やはり浪江町のさっき町長がおっしゃっていただいた、いろいろな安定財源をつくるためには、今から企画財政課だけではなくて、産業振興課と建設課、市街地整備課の4課が当然中心になっていろいろなものを進めていくわけなので、その辺の単独の課の動きではなくて、やはり連携をしながら、将来の安定したものを、安定財源をつくるためのものに向かって動いていかないと、各課で単独で動いてしまったのでは、自分のところだけがよくなるような考え方がずっと行ってしまったのでは、なかなか町は成り立っていかないと思うんです。

今一つの例を出すと産業団地、棚塩産業団地はうまくいっていると思うんです。うまくいっているというか、誘致がうまくいって、いろいろなところが張りついてきて、それもちょうと今稼働し始め

てきている。そういったことは、産業振興課が当然、今、中心になってやっていると思うんですけども、じゃ稼働した後、どこがきちんとそこを見るのか。産業振興課がいつまでもずっと見ているのか。そうではないと思いますよ。今度はそれに対してどういった税収を上げてもらうのか、どういったものを払ってもらうのか、町にどういう貢献をしてもらうのか。例えば住民課が関わるようになるかも分からなくて、だからちょっと言っていることがあやふやで申し訳ないですけども、要は各課で動くのではなくて、総合的に戦略を作って、総合的に安定した財源をつくるようなシステムをやはりちょっと考えておくというか、そういうシステムを作っておいたほうがいいのかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今ほど棚塩産業団地の話もございましたけれども、浪江駅周辺整備事業に関連して続いている質問ですので、それを中心に答弁させていただきます。

浪江駅周辺整備事業につきましては、当町のまちづくりの中核となるものでありますので、関係各課連携の下、役場庁舎内横断的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

このため、昨年度より定期的に建設課が中心となって関係各課も含めた浪江駅周辺整備事業4課合同会議を開催し、住宅や商業施設等の各施設の整備に向けた進捗状況の確認や課題等についての協議、調整を行ってきたところでございます。とりわけ財政面の課題が生じた場合には、私が関係各課と共に国等への要望や協議調整を、スピード感を持って実施しているところでございます。

今年度から4月に設置した市街地整備課が中心となり、関連する4課、企画財政課、産業振興課、住宅水道課、建設課での合同会議を継続しており、先日、連携協力に関する協定を締結したF－R E Iをはじめ、国・関係機関とも緊密に連携しながら、魅力的で持続的なまちづくりに向け、施設整備に係る財源の確保及び将来的な施設の維持管理等についての協議、検討をしっかりと進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 副町長、大変ありがとうございました。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君）　ここで、昼食のため13時まで休憩します。
（午前 1 1 時 0 9 分）

○議長（平本佳司君）　再開します。
（午後 1 時 0 0 分）

◇ 佐々木 茂 君

○議長（平本佳司君）　8 番、佐々木茂君の質問を許可します。
8 番、佐々木茂君。

[8 番 佐々木 茂君登壇]

○8 番（佐々木 茂君）　8 番、佐々木茂です。

議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、帰還困難区域における土地の取引、売買について、私が記憶しているところによると、土地の売買は禁止というまでいつているかどうか分かりませんが、されているのではないかと考えておりましたものですから、土地の売買の取引について、確認のためご質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えいたします。

帰還困難区域の土地の売買等の取引につきましては、既に避難指示が解除となっている区域と同様の取扱いとなっておりまして、帰還困難区域であることによって法的な制限が何か加えられているということはございません。

○議長（平本佳司君）　8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君）　それでは、法的に規制されていないということなんでしょうけれども、例えば、東京電力等によって財物の賠償を受けた場合については、どのような取扱いになるのかお聞きします。

○議長（平本佳司君）　介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君）　こちらの件につきましては、東京電力のほうに確認をしたところ、避難指示による管理不能等に起因して生じる損害を賠償させていただいているということから、避難指示解除までには当該財物を売却・譲渡することにより収入を得た場合、当社賠償と重複してしまうことから、このようなことになっているということでお伺いしております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） つまり、東京電力が賠償した場合においては、土地の取引等は制限されていると考えてよろしいですか。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 制限されているわけではございません。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） じゃ、分かりました。

つまり、ただ土地取引って売買があった場合は、これは県税とか国税になるんだろと思いますが、取引税とかそういうものが考えられるわけなんですけれども、そういう点においても、やはり減免処置というのは存在するのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

議員おただしのとおり、土地取引に関わる税の代表的なものとして、国税の相続税、それから贈与税、県税でいいますと不動産取得税などが考えられます。

現在のところ、国税は1年ごとに法令解釈通達が示されており、帰還困難区域の価額については評価しない、ゼロとして取り扱っており、県税についても国税の取扱いを踏まえ、課税標準となる価格を0円としていることから、課税されておられません。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） つまり、帰還困難区域の土地のあれが0という評価ということであっても、例えば、100万円で土地を買ったとか、1,000万円出して買ったとかいう場合は、これにも減免処置というのがありますか。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 取引の価格ではなくて、あくまでも評価額が0円扱いとなっているため、課税されていないというような形となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。

つまり、ゼロという評価ということで売買されたとしても、幾らで売買されたか分かりませんけれども、そういうものには減免措置と同じように課税されないというふうに理解してよろしいですね。分かりました。

それでは、今後の帰還困難区域の土地取引の解除や土地の評価及び取引税の更新というのを書いておりましたけれども、今の住民課長の説明で、ある程度は理解させていただきました。

それでは、固定資産税についてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 固定資産税について、帰還困難区域の取扱いについてということで、現在のところ、帰還困難区域の土地の固定資産税につきましては、地方税法の附則第55条によって課税免除となっているところでございます。

つまりは評価額を持っておりませんが、今後、避難指示の解除後の課税再開に当たっては、鑑定価格等を基に評価を予定するものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。

ただ、現在、動産・不動産と持っている方々が土地を動かさなければ、現状どおりの課税免除というふうになるかと思えますけれども、一旦土地が動いてしまえば、それはもう帰還困難区域という概念からも、私はもう外れてしまうのではないのかなと、こういうふうに考えています。ですから、そういうところは当然課税されるべきだろうと私は考えておりました。いいか悪いかは別として、そういう考えでおりました。

じゃ、次の質問に移らせてきます。

間もなく来月野馬追が開催されます。町長はじめ、議長も副議長も出陣されるものだろうと考えておりますが、7月の開催がいいのか悪いのか、この暑さで馬も人もみんなバテバテになってしまって、やはり非常に厳しいんだろうと、私も想像しております。

ですから、この開催時期について、どのような協議がなされて進行されているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

相馬野馬追関係者から、出場者確保や暑さによる人馬への負担影響からも日程変更について検討すべきではないかとの声があったため、昨年12月に南相馬市が五郷騎馬会員を対象にアンケートを実施したと聞いております。

本年度の開催につきましては、7月29日からの3日間と決定しておりますが、来年以降の日程などの検討については、今後相馬野馬

追執行委員会の中で議論を進めていくことになるかと伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） こうした野馬追というのは、我が町の伝統文化でありまして、なくしてはならないお祭りでもあります。

それで、この文化の継承として、今後の対策について、町としてはどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

国の重要無形民俗文化財にも指定されている相馬野馬追祭は、この地域の大切な伝統行事であり、その継承について、町としてもしっかりと支援してまいりたいと思っております。

なお、当町を含む標葉郷騎馬会の方々は、東日本大震災及び原発事故により避難を強いられ、避難先からの出陣となり、震災前よりご苦労されているところがありますが、浪江町の出場騎馬数については震災前から比較して同数程度となっているなど、伝統文化の継承にご尽力をいただいているところでございます。

町としては、これまでも、浪江町から出場する方々に対し野馬追出場補助金を交付するなど、出場支援や標葉郷騎馬会出陣式、などの式典事務局を行っております。

引き続き、伝統文化の継承のため、町としてしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 野馬追に出られる方が、大体1騎当たり四、五十万の経費がかかるように聞いております。私はそんな額じゃないんですが、そのように、先代からの武具を直したり、いろいろ経費がかかるのも事実だろうと思っています。

それでは、新しく若武者で騎馬会に入ったり、野馬追に出場される方、こういう人はやはり、標葉郷としても増やしていかなくちゃならないんだろうと私は考えています。

そのためには、騎馬武者として初陣を果たす、そういう出陣は、町は一騎でも多くの参加を望むのであれば、やはり二、三十万は補助金を出して、その方々の参加を用意していくとか、そういう対策も考えていかなくちゃならないんだろうと私は思っています。

そこのところ、町長、ご発言をお願いできませんか。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木茂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私も40年を超える出陣になりました。様々震災以降苦勞をしてまいりましたけれども、どうにか標葉の浪江、双葉、大熊の3町にまたがる標葉郷にあつては、震災前と同規模という、先ほどの答弁にもありましたが、そのような形で推移してきております。

今、非常にありがたいご質問であります。騎馬会にあつては、こういうお話を今まで過去にあったこととお話しさせていただきます。

非常に財政的に厳しい中で、それぞれの騎馬に3町からご支援をいただいて、非常に我々は感謝をしております。

また、新たに出陣をされる方々に一定程度の支援が必要ではないかというような、佐々木茂議員の質問であります。これら、初めてという方、基本的には1年限りで、ご出陣をもうされなくなるという、公の方々のご支援が果たして、その組織に享受する、組織として享受できるものであるかとか、様々議論を重ねてまいりました。

将来にわたって、そういったものが、もっとしっかりとした考え方であるものに対してはご支援を新たにいただくものも非常に結構ではあります。

ただ、騎馬会内で初陣にされる、出たい騎馬武者に対しては、それぞれの先輩方が道具を幾つかお持ちであります。そういう道具を無償で貸与して、新たに出る方々の騎馬の支援をしていきたいと思います。というような役員会の申立てもありました。

こんなことから、今の段階で支援をいただくような状況は、あの中ですと考えると、相馬野馬追の標葉郷の出陣者だけがそういったものを享受していいのかという疑問もありますので、今後、今日の質問を受け止めさせていただいて、1人の一騎馬会員として、これらについても継続して考えてまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今、町長からご発言ありました。なるほどと思う面もありますけれども、こうした1,000年の伝統がある相馬野馬追を先細りにさせてはいけないというふうに私は考えております。

ですから、今年は50騎だったら、来年は60騎出そうとか、70騎出そうとかいうふうに、地域社会が一つのお祭りとはいへども、盛り上げていく必要があるのではないのかと、このように考えておりますので、出場したいという方があれば、町が中心になるのか、寄附金を集めて、そんな補助を対象にしていくのか、そういうことをしっかりと検討していただいて、推進していただければと考えており

ます。

それと、もう次に移りますけれども、創成小学校・中学校、この子供たちが、総合学習の一環として相馬野馬追に参加するよう、できるような形があるのかないか、可能性があるのかないかをお聞きしたいと思います。

つまり、この子供たちは、将来、この町から離れて東京とかいろんなところで住むようになるんですが、子供の頃参加した野馬追というものを、やはり他県に広げていただいて、行く末はこのふるさとにお祭りとして観光客を連れてくるとか、そういうものにも、拡大解釈すると発展していくんだらうと思います。そういう役割は、やはり子供の頃から担うべきだなと、私は思っています。

というのは、私は小学校の時から、野馬追の日に大体夏休みが始まるという経験を積んでおりまして、野馬追が始まると夏休みだ、こういうふうに子供の時から感じておりましたものですから、そういう面で、やはり文化の伝統継承というのは子供の時からということがありますので、その点お伺いします。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 小・中学校におきましては、これまでも総合的な学習の時間において、相馬野馬追をテーマの一つとして「なみえっ子カルタ」ですとか壁新聞などを制作しております。

また、合同運動会、小・中学校で行っておりますが、「標葉郷わんぱく神旗争奪戦」と題しまして、紅白に分かれた競技も行っております。

また、町の絵画コンクールにおいても、子供たちから騎馬武者をモチーフにした絵画も出品されております。

これらも、間接的ではありますが、相馬野馬追祭という地域の伝統文化に参加する取組であると考えております。

また、町内の騎馬武者行列、それから中央公園での神旗争奪戦などを実際に見ることは、伝統文化を肌で感じ、学ぶよい機会であると思いますので、広報等も含め、学校を通し児童・生徒に周知し、地域の伝統文化やその継承に対する関心を高め、児童・生徒個人やグループで取り組む総合的な学習の取組につなげていくことも可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

ぜひ、子供たちに野馬追文化というのを理解していただいて、将来の観光の親善大使みたいな感じでご活躍いただけるような教育を

していただければ大変ありがたいなと思っております。

また、F－R E I とか浪江町に進出される企業があります。この人たちにも、私はぜひ野馬追に参加していただいて、地域一体となって、この地域開発発展のために寄与していただける、そういうような希望を持っております。

それで、町としては、こうした進出される企業さんやF－R E I に対して、野馬追の参加を広く呼びかけ、また参加を促すような考えを持っていらっしゃるかどうかお聞きします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） ご質問にお答えいたします。

今回、浪江町との縁ができましたので、F－R E I 職員や誘致企業様に町の伝統や歴史・文化に触れていただきたいと思っております。

出場や参加については、それぞれにご判断いただくことになろうかと思いますが、これら伝統行事に触れていただくきっかけはつくっていきたいと思っております。これまでも誘致企業様を雲雀ヶ原の祭場にご招待をしてきたところであります。

引き続き、こういった取組や伝統行事開催時には周知・ご案内をし、町の歴史・文化に触れていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） ぜひ、皆さんの力で、一騎でも多く参加して、やはりこの浪江町に来たんだという認識と郷土愛というものを、やはりよそから来た企業であろうが何だろうが持っていただくことが、この町の発展の源となると私は考えておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

F－R E I の職員住宅政策についてなんですが、前に全員協議会で寺崎さんかな、その人から説明を受けた時に、私は質問しました。今回、60人の職員が浪江町のどこに駐在して、このF－R E I の進行をするということで、どこに住むんですか、成井副町長の、国からこのぐらいの規模の住宅を用意してほしいとか、そういう要望を受けて、一生懸命地元の不動産会社の皆さんと協力しながら、家探しとかそういうので大分苦労されたと聞いておりますが、現実、寺崎さんの話では、個人情報だということで、現在原町のほうに多く住んでいるというような話も聞いております。

原町の復興公営住宅が余っているんで、そこに入っているんじゃないかという一部原町のほうから聞いております。これ県のほうからも聞きました。

そういうことで、私たちはF－R E Iに対して税金が入ってこないんですよ。なぜ入ってこないのか、その理由は分からない。事業税も、町民住民税というんですかね、町民税、そういうものも入ってこない。税金が、固定資産税が入ってこない。

その中でF－R E Iという事業だけが前へ進んでいくわけです。国の事業だから、おまえら黙っているというのであれば、それはしようがないですけども、私が常に言いたいのは、50の研究グループができるわけです。1グループ10人としても500人、家族合わせて、子供まで合わすと1,500、2,000人の規模、そして外部から入ってくる人もいて、それ以上の規模になってきます。

私たちは、F－R E Iから税金が上がらなければ、何としても町発展のために一番必要になるのは住民税です。町民税です。これを確保したいがために、私たちは協力したいと思っています。それは町の発展につながるから。税金も何も入ってこないで、住むのはよそに住んで、よそで金下ろして、市民税や町村民税払って、浪江町は落とさなかったら、浪江町は何のためにこんなの誘致するんだと、そういう考え。前のめりになったってだめだ。

行政は税金をもらって初めて成り立つという考え方すると、どんなことしたって、どんなに僻地であろうが何だろうが、今僻地という言葉使いましたけれども、今の浪江そうかもしれません。それでも、苦勞してでもいいから、浪江と一緒に住んで、浪江で同じ空気を吸って、同じものを目標にしてという、こういう態度が大切です。

私は、4月の開所式、当然議会は、誘致にみんなで気持ちを合わせて向かっていったわけです。町長以外の出席は認めないという国の判断が、これは何だ、総理大臣が来るから、安全上の問題があるんだと、我々に対してそういう挑戦的な言葉を彼は平気で言ってきた。違うでしょ。

日頃から町と議会と、そしてF－R E Iと情報の共有を図りながら、一緒に前を向いていきましょうという話をしているにもかかわらず、議会の誰も参加できないなんて、そんなばかな話ない。我々は安全上怖いんですかね。そういうことはないですよ。

ですから、大変この国のやり方について憤りを感じるし、問答無用。これが浪江町に対してどういう考えを持っているかどうかなんて関係ない。彼らは自分たち前に進めるだけ。ですから、その中で、非常に私は腹立たしかったのはそこにあります。

だから、浪江以外に、どこに住居、彼らは確保しようとしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

F－R E Iに確認しましたところ、「F－R E Iの役職員の個々の住居に関する情報は個人情報に関わるものであるため、その詳細についてはお答えを差し控えますが、F－R E Iでは民間物件を借り上げ、役職員の希望に応じて貸与しており、この借り上げ住宅については浪江町のほか近隣の自治体にも所在しております」と伺っております。

町としましては、一人でも多くの方に当町に住んでいただけるよう、引き続き、空き物件等の情報共有、情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 個人情報、個人情報といって、私は先ほど言った意味が分からないと思いますね。

私は住民税が欲しい。この町の礎となる、基本となる、幹となる税金が欲しい。これが入ってこないと、よそに落ちて、ただ空気を汚されるだけではつまらない。税金は取られ、固定資産税も事業税みたいなものも何も取れない中で、我々が確保するのは何ですかと。税金ですよ。みんなで苦労しながら払っているのは事実なんだ。これをやはり頭の中に入れてかかっていかないと、国の思うとおりにしかありませんよ。ですよ。私はそう思っています。

それと、職員住宅の建設についての政策方針についてお聞かせいただきたいんですけれども、個人情報だとはいうことで、国なんかどのように町に対して補償を示しているのかどうか分かりませんけれども、今から住宅や何かを造ろうとして、その予算立てから計画、皆さん分かるでしょ、一つのものを造るに大体5年ぐらいかかるんです。構想、基本計画、実施計画して、予算立てをして、議会に諮って、入札して、工事やって、大体最低でも5年かかる。

30年にはできるんですよ。500人規模の研究者が集まるわけですよ。今準備しないと、いつ準備するのか、そういう点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

F－R E Iに確認しましたところ、「国内外から優れた研究人材等を確保していくためには、住まい、教育・子育て、医療をはじめとする生活環境の充実が重要と考えております。こうした生活環境の整備については、地域のまちづくりとも整合性を確保しながら、効果的・効率的に進めていくことが肝要と考えております。F－R

E I が地域に密着し、溶け込んで、地域に根差して発展していけるよう、国の方針や関係自治体の支援事業、民間企業投資の動向を勘案しながら、生活環境のよりよい在り方について関係者と協議を深めていく所存です」と伺っております。

これを受け、町としましては、今後とも F－R E I との情報共有に努め、住宅需要を把握してまいります。その需要を基に、駅前に整備を進めている住宅を含め、民間事業者の力も借りながら、引き続き職員や研究者向け住宅等の施策の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） 国から F－R E I ということで、国からどういう人が来ているか分かりませんが、500人の研究者がいるということは、せめて他町村に住んでも、300世帯ぐらいの家は当然用意できるような形を取っていかなければ、町に入る税金の話ばかりして申し訳ないんですけれども、やはり我々は誘致するということの意義は何なんだということを、もう一回原点に戻ってみると、私は単純な人間ですから、人口が増えて、元どおりのにぎやかな町に戻ればよいと、そのために町長をはじめ全員職員の皆さんが苦労して、こうして誘致に頑張ってきたんだと。

それが、個人情報漏洩だなどばかなことを言って、他町村に住まわせているような国の政策なんかとんでもない、私も。まったくいいような気が、最近するようになってきました。

つまり、住居の確保とか環境の整備だとか、いろんな国から適当なこと言われていますけれども、それを実現するのはこの町なんです。この町が実践しないと、そういう人たちが来る理由もないし、意味もないし、じゃ、いわきでも相馬でも住んでくれと、そういう話になってしまうわけです。

ですから、500人の300人は浪江に住むんだといたら、300ぐらいの事業計画を立てましょうかと国に申し上げるぐらいの気持ちであってほしいと、このように考えています。

これからいろいろ、こうした住宅政策についての質問とか、いろいろあるかと思いますが、まず一緒になって、いかにこの浪江町の人口を増やすか、定着させるか、これにちょっと一緒になって考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、町営の大平山霊園について、ご質問をさせていただきたいと思います。

私は、昨年12月の定例会で、一般質問をこの件について取下げ

をさせていただきました。そして、合意事項ということじゃないんですけれども、基本的に答弁調整の中で意見交換をさせていただいたことも事実であります。

実は、この問題は、なぜこういうふうに発展してきたかというのと、震災の流れの中で、忙しい流れで物事を失念していたという指摘されてもやぶさかではありませんけれども、この原因は町当局にあります。

それは、大平山霊園の園路改修とか、今度先人の丘も改修するというお話を聞いておりますけれども、ユニバーサルデザイン、それを既に公共施設とかにおいては、お年寄りに優しく、障害者に優しく、そして子供たちも安全にということで、こういう思想を欠落しているから、今になってこういう問題が起きたのではないのかというのが、私は原因だと思っています。

だって、当然、最初は説明受けた時は、園路を車椅子で歩きたいんだという気持ちも分からないでもない。浪江町で88か所ぐらいのお墓があるんだろうと思います。各行政区にあります。車椅子で入れるようなお墓はありません。一つもありません。山の中に、この崖伝いに上がっていくというようなお墓もたくさん多いようにあります。木漏れ日の中に隠れていいなと思うような、人知れずたたずむお墓もあります。でも、町の町民としては、住民としては、皆平等です。多少の不便はしょうがないなと思っています。

それで、本題に入っていきます。この行政区の話で、昨年来から、私は説明受けていました。5月の請戸の総会で決着をつけ、そこで総会で承認されたらやめるか、中止にするかどうかを決着したいというようなお話を聞いておりましたけれども、それで間違いございませんか。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午後 1時32分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時34分）

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

承認工事につきましては、現在中止となっておりますが、今後、請戸行政区との工事の取下げについて協議をしてまいります。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 昨年来から、昨年の総会では一応決定したというような話で、話だけが前のめりになって進んでいた。しかし、一般質問の中で、こうした交付金をもらった事業については、10年間は触ることができませんよというご発言をされました。

私はそれでいいんだろうと思った。そして、話を聞くと、10年たてば少しずつ改造してもいいんだろうという話を聞いておりました。ですから、当時、10年待ってくれという話、あと2年だからという話もお聞きしておりました。

しかし、さらに5月の総会ということで、5月23日かな、5日かな、ありまして、参加者が33名、事業に賛成する人が2名、あと全部反対。委任状も250近く、これ全部反対。もう請戸の住民の方々の総意として、この事業については反対するというふうに決定がされたわけです。

ということで、町としては、この事業について、当然前のめりじゃなくて、一步引き下がって中止、工事は当分やりませんと、はっきり、うやむやにするのではなくて、やはりそういう方向でもっていかないといけないんだろうと思っています。どうされますか。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 請戸地区の総会を受けまして、判断してまいります。

○8番（佐々木 茂君） もう一度。

○建設課長（宮林 薫君） 正式な請戸地区より報告はまだ受けておりませんので、報告を基に判断してまいります。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 請戸行政区からの報告が上がっていないということでございますけれども、もう私が質問書出している時点で、もう既に行政区に電話なりして、どういう結果だったんだという話を、やはりするべきだと思うんだ。

町が何をぐずぐずやったかということ、昨年の大字会で、大字の総会で、この園路改修工事なんて、全然提案をしてなければ、どんな概要も一切説明なかったと聞いています。それで総意を得たと。それで一方通行で前のめりになっていったという事実があります。であるならば、何をもって大和田の総会で、昨年の総会で、請戸の総会で確認されたのか。議事録とか、どういう説明されたのかとか、資金計画、そういう説明一切ないんですね。その中でこの事業を計画してきたと。そして近隣の中浜、両竹に対しても一切の説明がなかったと。町は何をやっていたんだ。やはり確認をして、いいのか悪いのか判断をする、そして町の霊園ですから、町の議会にかけて、

かけたりかけなくてもいいんだろうけれども、一応、皆さんにこういう形で改修工事を行うんだ、青写真みたいなものを見せて了解を得るとか、そういうふうにしていけばよかったなと思っていました。

そういうことで、改めて後で聞きます。何で大平山の霊園だけ私に説明しておいて、先人の丘なんて2年前ですよ、できたの。もう既に改修工事って請戸でやるんだ。確かに請戸のご先祖様、御霊がたくさん眠っていることは事実です。これは紛れもない事実。私はそれに対して敬意はすれども、物を言ったりなんかするつもりは一切ございません。しかし、やはり、こうした事業を町と一緒にやりたいという希望があった場合、事業計画から内容、そして総会の、一体どういうふうな議決がされたのか精査をしてやるべきだと思います。例えば、資金計画はどうなった、事業を起こすには資金計画が一番大事です。この前伺ったら、どういうふうにして確認しましたかと、通帳で確認しましたと。請戸なんて年間予算300万ですよ、行政区の予算。2,000万以上のお金をぱっと右から左にと、そういう行政区なんてありませんよ。

ですから、再三言います。この事業は中止として考えてよろしいですか。はっきりお答えください。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 承認工事につきましては、現在中止となっておりますけれども、請戸地区の総会の報告を受けて、工事の取下げについては判断をしてみたいです。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。じゃ、請戸の今回の総会で否決されたものを蒸し返しすることはございませんね。

さらに、請戸の、この行政区のお金に手をつけることは、町としてはありませんね。確認します。

〔発言する者あり〕

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 繰り返しになりますけれども、請戸地区の総会の判断を確認して判断をしてみたいです。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 総会の議決で判断しますと言っても、私は納得できない。やる気満々だからです。それでもやる気満々だから。それは、何でやる気満々かいうと、去年の総会ではいいだろう、ぐらいの話で大体決まったと、住民に対して詳しい内容とか資金計画とか、請戸のお金は何ぼ出すとかと、そんな話一切していません。どういう工事やるかも話していません。ただこういう事業をやって

みたいなのという程度の話です。

それが、実は今年の総会は、それが前に出ちゃっているような感じが見受けられた。私はもうここで決着をつけて、あと2年待てば10年たつから、議会前にもできるとかすればいい。先人の丘だって2年前にできたもの。すぐ直さなくちゃいけないようなもの、そんなものを建設課で造っているなんて、信じられない。

日頃から一生懸命汗水流して走り回って仕事されているのを、私は目にしております。だから、やめるならやめるとはっきり言ったほうがいいと思いますよ。でなければ、あなた方が建設課中心に、請戸の住民の幹部の人たち、一部なんでしょうけれども、それをうるかしてきたと。要するに彼らの行動に対して、皆さんは動揺していた。言うことが先走るなど、背任という言葉も使っちゃいけないんですけれども、出てくるはずなんです。だから、そういうのに加担したように思われたくない。私は職員を守りたいから。あまり前のめりになって足一歩外すと、崖だと落ちちゃう。そういうことがないように、私は職員を守りたいから、こう質疑を質問している。裁判やるって人もいますよ、一部には。ですから、やめるならやめると、それで決着しましょうよ。そうすると私、この一般質問ここで切りますから。建設課長頑張って、答弁してください。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

工事につきましては、請戸行政区が実施するというふうなことで進めてまいりました。町としては、現時点において許可は出しておりませんので、町が工事をやるやらないというふうな状況にはございません。

あくまで、町といたしましては、請戸行政区から工事の申請書類を預かっている段階で、ちょっと言葉が悪いですがけれども、中途半端な状況になっておりますので、しっかりと請戸行政区のほうで整理をしていただいて、その工事の取下げを受けて、工事の取扱いについては我々としてはしっかりと整理を進めるというような考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 副町長、ありがとうございました。

町としては、この工事についての許可出していないというお言葉いただきまして、少し安心しました。

ですから、やはり、もう工事のための準備が始まっていたということも、やはり町の当局は知っていて知らんぷりをしたように私は思うんですよ、この経過を見ますと。例えば、昨年9月に、もう

前渡金というんですかね、業者に対してもう1,170万を払っているわけですよ。これは許可もしていない、町が許可していないのに、工事をやるんだといって前渡金まで払って業者まで連れて、町で協議しているわけですよ、もう既に。そうですね。町で業者まで来て、工事の進め方協議していたんですね。ですから、そうじゃなくて、やはり、段階を得れば、町でこういう話があるんだけれどもというところからスタートしていれば、そんな問題なかったの。一行政区が町営の土地を買ってとは言いませんけれども、いじり直すとか造り直すということは、本来はあまりいい話ではないように思います。ですから、そうした段階を踏まずして、お互いに先走ったとか、そういう形で内々にやった結果が、私のような変なやつにつかまれるとこうなっちゃうということです。ですから、中止でいいですね。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 再度お答えいたします。

町といたしましては、まだ工事につきまして、やるやらないというような判断をしておりますので、中止でいいですねということに対しまして、中止というふうなお答えを明確に答弁はできませんけれども、請戸行政区のほうで、今現在、総会等におきまして中止というふうな判断をされたというふうなことも伺っておりますので、その総会の判断にのっとりまして、我々としてはその工事申請の取下げを提出していただくべく、今後調整をし、この件については整理をしてまいりたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 話は承りました。総会の結果を見て取り下げるといようなお話いただきまして、ありがとうございます。

取り下げるといのはちょっと信用できないのは、町があと2年たったら、町の力でやるんだよというんならまだ分かります。ただ、やるかやらないかというのをうやむやにしていると、また行政区のお金に手を突っ込むような形になるのではないのかなと思います。

行政区の残高証明書を見せてもらったのか、通帳を見せてもらったのか、それは分からないけれども、金はあるんだと、これ町使っているんだという話には、私は絶対にならない。

確かに行政区が地縁団体であるということは事実です。ですから、地縁団体の解散については、総務省の通達で、勝手に解散した場合の残金については勝手にいじることはできませんよと、公金にも値するものですよという話は伺っておりますし、そういう調べもつい

ております。

ただ、解散もしていないのに、それに手を突っ込むことはできないと思います。多分、その案を出してきたのは、この町の弁護士であるという話も聞いております。

ただ、前総務課長は、そんなこと一切私は聞いていないと、私にお話しいただきました。

ですから、行政区の判断が総会で判断された以上、町は中止、私は万年反対しているかと言っている以上は、私の話を信用してくださいよ。だって、25日の総会で、もう何日経っているんです。一般質問の話だって、もう出ているわけですから、10日ぐらいあるでしょ、そういう確認は、やはり行政としても、こういう課題がある以上は、やはり確認するべきだと思いますよ。せっかく議会があるんだ、私からこういう質問出るの分かっているわけですから。

そういうことで、話をまとめさせてください。請戸の総会の結果を見て、町に工事の承認願とかの上がっているやつを取り下げる、総会で反対された場合は。そういう理解してよろしいですか。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 今、佐々木議員がお話ししましたとおり、工事の取下げの申請が上がってきた場合につきましては、この件については中止ということで我々としては整理したいというふうに考えております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今の話も分かりましたけれども、行政区が取り下げてくるんですか。それとも町で許可を出さないのですか。どちらですか。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 先般行われました総会におきまして、工事の中止については行政区のほうで整理されたということですので、我々のほうからも、取下げにつきまして働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 話は以上、行った来たで大変申し訳ありません。私としては、請戸の行政区そのものが、今ある資金というものを生活再建事業とか、いろんな事業を起こしていただいて、そういうものに本来充当されるべきものだろうと考えておりますので、そうした園路改修、本当に私は反対じゃないんですよ。ありがたい話だと。みんな心優しいんですよ。障害者に対しても優しいんですよ。

でも、お金がかっちゃう。じゃ、町営霊園だけ車椅子で通って、ほかの行政区にあるお墓、通路こんなもんですよ。30センチか50センチですよ。じゃ、俺たちのところも直してくれという話になるから、こんなのできるわけない。ですから、やはり行政区のお金を使うんじゃないくて、やはり10年、あと2年待てとといったこともあるようですから、10年たったらみんなでもう一回相談して、どうしても使い勝手が悪かったら、どうか協力をして、そうした問題を一緒になって解決していくように、ぜひご協力をいただきたいし、またその時期になったら、私もぜひ今度は町長はじめ皆さんにお願い申し上げる、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会します。

（午後 1時58分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 5 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 5 年 6 月 7 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 3 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和 5 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 4 号 | 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 3 | 議案第 4 5 号 | 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 6 号 | 工事請負契約の締結について（津島地区防災備蓄倉庫等整備工事（建築）） |
| 日程第 5 | 議案第 4 7 号 | 工事請負契約の締結について（福島高度集成材製造センター製品保管倉庫新築工事） |
| 日程第 6 | 議案第 4 8 号 | 工事請負契約の締結について（棚塩 R E 1 0 0 産業団地造成工事） |
| 日程第 7 | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 8 | 議案第 5 0 号 | 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 9 | 議案第 5 1 号 | 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 2 号 | 工事請負契約の締結について（町営高瀬野球場復旧工事（土木）） |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 3 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 4 号 | 令和 5 年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 5 号 | 令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 6 号 | 令和 5 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 5 | 報告第 1 号 | 令和 4 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第 1 6 | 報告第 2 号 | 令和 4 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越 |

計算書について
日程第 17 報告第 3 号 令和 4 年度浪江町公共下水道事業特別会計
繰越明許費繰越計算書について

出席議員（１５名）

１番 武 藤 晴 男 君
 ３番 吉 田 邦 弘 君
 ５番 小 澤 英 之 君
 ７番 紺 野 則 夫 君
 ９番 山 本 幸一郎 君
 １１番 渡 邊 泰 彦 君
 １３番 佐々木 勇 治 君
 １５番 紺 野 榮 重 君

２番 紺 野 豊 君
 ４番 平 本 佳 司 君
 ６番 半 谷 正 夫 君
 ８番 佐々木 茂 君
 １０番 高 野 武 君
 １２番 松 田 孝 司 君
 １４番 山 崎 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 栄 光 君

副 町 成 井 長 祥 君

代 表 監 査 委 員 宮 口 勝 美 君

企 画 財 政 課 長 吉 田 厚 志 君

産 業 振 興 課 長 蒲 原 文 崇 君

住 宅 水 道 課 長 木 村 順 一 君

市 街 地 整 備 課 長 今 野 裕 仁 君

介 護 福 祉 課 長 松 本 幸 夫 君

教 育 総 務 課 長 鈴 木 清 水 君

副 町 山 本 長 邦 一 君

教 育 笠 井 長 淳 一 君

総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長 戸 浪 義 勝 君

住 民 課 長 柴 野 一 志 君

農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 金 山 信 一 君

建 設 課 長 宮 林 薫 君

健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長兼 仮設津島診療所事務局長 西 健 一 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 野 隆 幸 君

生 涯 学 習 課 長 兼 浪江町公民館館長兼 浪江町図書館長 岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	久君	次長	兼中	係野	長	夕華子	君
書	岡本	記	ち	り	君		

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
-

◎議案第43号から報告第3号の一括上程、説明

- 議長（平本佳司君） お諮りします。日程第1、議案第43号 東日本大震災による被災者に対する令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてから日程第17、報告第3号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、日程第1、議案第43号から日程第17、報告第3号までを一括議題といたします。
日程第1、議案第43号 東日本大震災による被災者に対する令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田栄光君） おはようございます。
議案第43号 東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてご説明をいたします。
本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料を減免するため、条例の制定を行うものであります。
詳細については、住民課長より説明をさせます。

- 議長（平本佳司君） 住民課長。
○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第43号 東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料の

減免に関する条例の制定について、議案書によりご説明いたします。

3 ページをお開きください。

まず初めに、第2条でございます。第2条は、定義でございます。東日本大震災、また原子力災害等の用語の定義を記述したものでございます。

4 ページをお開きください。

第3条は、国民健康保険税の減免についてでございます。第1項第1号につきましては、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が令和4年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた場合及び浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が平成27年1月1日から令和4年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合、世帯主に対して課する国民健康保険税の全額を免除するとしたものでございます。

続きまして、第1項第2号につきましては、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が平成26年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合及び特定避難勧奨地点に住所を有していた場合は、世帯主に対して課する国民健康保険税の2分の1を免除するとしたものでございます。

第2項は、所得判定に関する規定でございます。世帯主が平成23年3月11日において、令和4年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた以外の者である場合、世帯の被保険者の令和4年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯については、減免の対象とはならない規定でございます。

第4条は、介護保険料の減免でございます。第1項第1号は、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で、令和4年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた者及び平成27年1月1日から令和4年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた者の場合は、介護保険料の全額を免除するとしたものでございます。

第1項第2号は、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で、平成26年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された地域に住所を有していた者及び特定避難勧奨地点に住所を有していた者である場合については、介護保険料の2分の1を免除するとしたものでございます。

第2項は、所得判定に関する規定でございます。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で平成23年3月11日において、令和4年

3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた以外の者である場合、被保険者個人の令和4年中の合計所得金額が633万円以上の者については、減免の対象とはならない規定でございます。

第5条につきましては、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしたものでございます。

また、最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第2、議案第44号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 説明をいたします。

本案は、田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、福島県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第45号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第45号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、浪江診療所及び仮設津島診療所において、在宅医療その他必要な処置を行う際に、健康保険の適用外となる費用について、算定の基準となる規定の追加など、所要の改正を行うものです。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、議案第45号資料により説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

2番の主な改正内容でございます。

(1) は、文言の整理等ございまして、条文が古いままになっておりましたので、今回の改正に合わせて現状に合った文言に改めるものでございます。特に2ポツ目の第5条の改正でございますが、使用料及び手数料の算定根拠となる厚労省の告示が大分前に変わっておりまして、本来であればその時点で改正されるべきものでございました。大変申し訳ございませんでした。その他文言の整理等を行ってございます。

次に、(2) 別表の改正でございます。在宅医療その他処置を行う際に掛かる下記の手数料について追加する改正でございます。

1つ目は、死後処置料でございます。こちらは患者さんがお亡くなりになった際にご遺体を整えるものでございますが、これは1万円。

2つ目の保険適用外材料費等につきましては、実費相当額。

3つ目の交通費でございますが、こちらは在宅医療等を行う際に、保険適用となる往診料や在宅患者訪問診療料のほかに、交通費は実費相当分を自己負担することになっているものでございまして、こちらを1キロメートルにつき25円と定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行するとさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第46号 工事請負契約の締結について（津島地区防災備蓄倉庫等整備工事（建築））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第46号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、津島地区防災備蓄倉庫等整備工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案書により説明をさせていただきます。

1、契約の目的、津島地区防災備蓄倉庫等整備工事（建築）。

2、施工箇所、浪江町大字下津島字松木山地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、9,559万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額869万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月29日までです。

続きまして、資料1をご覧ください。

図面の左側が配置図です。施工箇所は津島活性化センター東側に隣接する土地でございます。図面の配置図の左下側が南側で国道114号側です。敷地北側に防災備蓄倉庫と南側にトイレ棟の整備をいたします。図面右側は、防災備蓄倉庫棟の平面図と立面図です。

次のページを御覧ください。

トイレ棟の平面図と立面図です。

右下の工事概要をご覧ください。

防災備蓄倉庫、鉄骨造1階建て112.95平米、トイレ、木造1階建て43.77平米です。

資料2をご覧ください。

こちらは入札の執行結果表ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第47号 工事請負契約の締結について（福島高度集成材製造センター製品保管倉庫新築工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第47号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、福島高度集成材製造センター製品保管倉庫新築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡との契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） それでは、議案書によりご説明をいたします。

19ページをお開きください。

1、契約の目的、福島高度集成材製造センター製品保管倉庫新築工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字東赤坂地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億9,260万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,660万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月29日までとさせていただきます。

続いて、資料1をご覧ください。

本工事は、大断面集成材の需要の高まりを受け、製品保管倉庫を増設することで福島県産材の利用促進を図るものでございまして、資料1、配置図にありますとおり、棚塩産業団地の3街区、既存の集成材棟の東側へ製品保管倉庫を新築するものでございます。

資料右下に記載の主な工事概要でございしますが、木造平屋建て、延べ床面積1,382.3平方メートルの製品保管倉庫を建築。それから電気、機械設備工事一式のほか、屋外設備工事として倉庫周辺3,305平方メートルの舗装工事を行います。

2枚目をお開きください。

建物の平面図でございします。建物の内部、平面図の左上部分にトイレ1か所を設置いたします。

3枚目をお開きください。

立面図でございします。既存の倉庫と同様、大断面集成材を用いた構造としております。

次に、資料2をご覧ください。

本契約に係る入札結果については記載のとおりでございしますので、後ほどご確認をいただければと思います。

説明は以上でございします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第48号 工事請負契約の締結について（棚塩RE100産業団地造成工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第48号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、棚塩RE100産業団地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山

建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原史崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

24ページをお開きください。

1、契約の目的、棚塩RE100産業団地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額15億3,450万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,950万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年6月30日までとなっております。

次に、資料1をご覧ください。

造成工事の平面図でございます。本産業団地は、町の目指すゼロカーボンシティを推進する産業団地として、立地企業による事業活動で使用する電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す産業団地として実施してまいります。

整備概要としましては、工業用地区画のほか、公園、調節池、森林及び道路などを整備するものでございまして、それぞれの整備範囲に関しましては左下の凡例にある色分けのとおりでございます。

主な工事の内訳につきましては、右側の工事内訳の表のとおりでございまして、伐採工、切土工、盛土工などを行い、敷地全体で14.54ヘクタールを整備してまいります。

次に、資料2をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第49号 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第49号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、古堤ため池環境保全整備工事（再対策）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、古堤ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字立野古堤地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額2億5,080万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,280万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕2番地3、豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月21日です。

議案資料、議案第49号資料1をご覧ください。

本工事は農業用ため池の管理を行う農業者の被曝を防止する目的で放射性セシウム濃度が8,000ベクレル・パー・キログラムを超える底質の除去を行うものです。本ため池は、令和元年から令和2年度にかけて、放射性物質対策工事を行いましたが、対策後の大雨等の影響で、再度ため池内の放射性物質濃度が基準値を超えていることが判明したため、再対策を行うものです。

資料は、古堤ため池の平面図となります。前回の対策範囲は黒い太線で示しております。再対策の範囲は図面の黄色で示した範囲となり、30センチの深さでバックホウによる直接掘削を行うものです。面積は1万2,980平方メートルです。

また、当該ため池の事前調査による放射性物質濃度は図に示したとおりです。

次に、議案資料2をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第50号 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額1億2,320万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,120万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月21日です。

議案資料1をご覧ください。

本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被曝を防止する目的で、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル・パー・キログラムを超える底質の除去を行うものです。本ため池は、令和元年から令和2年度にかけて、放射性物質対策工事を行いましたが、対策後の大雨等の影響で、再度ため池内の放射性物質濃度が基準値を超えていることが判明したため、再対策を行うものです。

資料は、平面図となります。前回の対策範囲は黒い太線で示しております。再対策の範囲は図面の黄色で示した範囲となり、25センチの深さでバックホウによる直接掘削を行うものです。面積は4,248平方メートルです。

また、当該ため池の事前調査による放射性物質濃度は図に示したとおりとなります。

次に、議案資料2をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第51号 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））を議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第51号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字加倉字目倉沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額1億593万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額963万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月21日です。

議案資料1をご覧ください。

本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被曝を防止する目的で放射性セシウム濃度が8,000ベクレル・パー・キログラムを超える底質の除去を行うものです。本ため池は、令和元年から令和2年度にかけて、放射性物質対策工事を行いましたが、対策後の大雨等の影響で、再度ため池内の放射性物質濃度が基準値を超えていることが判明したため、再対策を行うものです。

資料は、上流側に位置する目倉沢第1ため池の平面図になります。前回の対策範囲は黒い太線で示しております。再対策の範囲は図面の黄色で示した範囲となり、20センチの深さでバックホウによる直接掘削を行うものです。面積は1,668平方メートルです。

次に、議案資料2をご覧ください。

目倉沢第2ため池の平面図となります。再対策の範囲は黄色で示した範囲となり、25センチの深さでバックホウによる直接掘削を行うものです。面積は2,072平方メートルです。

なお、第1、第2ため池の事前調査による放射性物質濃度は、そ

れぞれ図に示したとおりです。

次に、議案資料3をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第52号 工事請負契約の締結について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、町営高瀬野球場復旧工事（土木）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生涯学習課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、町営高瀬野球場復旧工事（土木）。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、6,380万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額580万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月15日までとなっております。

続いて、議案資料1をご覧ください。

本工事を整備する内容につきましては、資料の右上に工事概要として記載してあります。

概要図中央の赤の着色部分が内野グラウンド舗装工で面積が2,907.3平方メートル、オレンジ色の着色部分がウォーニング・フェールゾーン舗装工で面積が1,939.6平方メートル、緑の着色部分が外野舗装工で面積が7,068.2平方メートルとなります。

資料の左側にグラウンド舗装工の組成図を記載しております。赤で着色してある部分が今回のグラウンドの施工部分となっております。

現況ですが、環境省で実施した除染作業により 5 センチ表土が剥ぎ取られた状況となっております。今回は現況グラウンドの雑草等の除去等を目的とした表土の掘削を実施し、復旧する内容となっております。掘削した土につきましては、専用の機械によりふるい分けを行い、再生混合土として使用し、不足分につきましては購入土により復旧する内容となっております。

その他の工事内容につきましては、グラウンド外周フェンスが植生により変形した箇所のネットフェンスの張替え工を行います。

次に、図面中央下、バックネット裏スタンドに設置してある腐食している転落防止柵の撤去及び再設置を行います。

次に、バックネット裏の通路、町道側の崩落しているのり面を復旧するのり面整形工となっております。

次に、高瀬野球場の外周通路部分舗装のクラックを補修するアスファルト舗装補修工となります。

なお、本工事が終了した後に、内野、ウォーニング・ファールゾーン及び外野部の環境省による除染作業により剥ぎ取りした表層工事を 5 センチ復旧、外野部の張芝工事等を環境省施行により実施する予定となっております。

最後に資料 2 につきましては、入札の結果表となっております。後ほどご確認願います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第53号 土地の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第53号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、さけふ化施設整備事業に伴い、事業用地を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書よりご説明いたします。

1、取得の目的、さけふ化施設整備事業。

2、取得する土地、別紙「さけふ化施設整備事業取得明細書」をご覧ください。

土地所在、福島県双葉郡浪江町大字小野田字小野田27番、地目は田でございます。面積は3,007平方メートル、ほか2筆、合計面積

は5,703.89平方メートルとなります。

議案本文にお戻りください。

3、取得予定価格、884万1,029円。

4、取得の方法、随意契約。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字堂前67番地、小野田利治。

次に、議案資料、取得土地位置図をご覧ください。

水色の点線で示した範囲は、さけふ化施設整備事業区域となっておりまして、そのうち黄色で着色した部分が本件議案による取得用地となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第54号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第54号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億3,791万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を347億6,888万8,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案第54号につきまして事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

50ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税5,612万8,000円の増につきましては、主に水道施設整備事業、農業水利施設等保全再生事業の補助裏分として震災復興特別交付税を増額するものでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1,297万8,000円の増につきましては、節1保健衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源となるものでございます。

その下、目5災害復旧費国庫負担金1億527万2,000円の増につきましては、節1公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金で令和元年に被災をいたしました菅原橋の災害復旧事業の財源として入ってく

るものでございます。

続きまして、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 6 億 2,310 万 3,000 円の増につきましては、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）でございまして、対象事業は飲料水等安全確保支援事業、水道施設整備事業、農業水利施設等保全再生事業となっております。

51 ページをご覧ください。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金 1,965 万 2,000 円の増につきましては、節 4 避難地域復興拠点推進交付金で、さけふ化採捕施設用地取得事業の財源として入ってくるものでございます。

続きまして、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきましては財政調整のため基金を繰り入れているものでございます。

同じく目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金 5,016 万 5,000 円の増につきましては、水道施設整備事業の用水利施設等保全事業の財源とするため、積み立てていたものを繰入れするものでございます。

同じく目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金繰入金 4 億 252 万 2,000 円の増につきましては、水路施設整備事業、農業水利施設等保全再生事業の財源としてこちらも積み立てていたものを基金から繰入れをするものでございます。

続きまして、款 21 町債、項 1 町債、目 3 災害復旧事業債 1 億 772 万円の減につきましては、財源の確保の見通しが立ったため、地方債の借入れを取りやめるものでございます。

続きまして、52 ページをご覧ください。

ここからは歳出の主なものについてご説明をいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費 6 億 2,129 万円の増につきましては、節 24 積立金で水道施設整備事業、農業水利施設等保全再生事業の財源とするため、基金に積立てをするものでございます。

続きまして、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 6,595 万 7,000 円の増につきましては、こちらは主に節 22 の償還金利子及び割引料で、令和 3 年度の臨時特別給付金の事業実績に伴う精算となっております。

53 ページをご覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費 1,913 万 1,000 円の増につきましては、主に節 12 の委託料で新型コロナウイルスワクチンを町外の避難先で接種された方に係る費用、こちら不足分が生じてい

る分につきまして補正予算を計上しているものでございます。

続きまして、同じく項 3 上水道費、目 1 上水道費 2 億 7,687 万 5,000 円の増につきましては、節 14 工事請負費、こちらでは飲料水確保のための井戸掘削及びポンプ設置工事で 2 件分の予算を計上しております。

その下、節 18 負担金補助及び交付金、こちらでは水道事業において実施を計画しております小野田系統施設整備に対します町からの補助金で、財源は再生加速化交付金となっております。

続きまして、款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費 2 億 4,028 万 2,000 円の増につきましては、節 12 の委託料、こちらではため池放射性物質対策にかかります再調査の予算を計上しております。対象は沢目第 1、第 2、春卯野の合計 3 か所の予算を計上しております。

その下、14 工事請負費では、ため池放射性物質対策工事でございます、再対策が必要となりました丈六、北谷地の計 2 か所分の予算を計上しております。

46 ページにお戻りください。

46 ページは第 2 表継続費補正でございます。

まず、変更ですが、款 4 衛生費、項 3 上水道費、事業名が水道施設整備事業（小野田配水場建設）及びその下の水道施設整備事業（小野田水源改良）でございますが、こちらにつきましては建築資材等の高騰により単価の入替えを行ったことに伴いまして、令和 5 年度分の年割額を増加しておるものでございます。

その下の表、追加でございます。款 4 衛生費、項 3 上水道費、事業名が水道施設整備事業（小野田送水管布設）及びその下、款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、事業名、丈六ため池環境保全整備工事（再対策）こちらにつきましては工期的に本年度から 6 年度にわたり事業を実施する必要がありますため、表のとおり継続費を設定させていただくものでございます。

47 ページをご覧ください。

47 ページは、第 3 表地方債補正でございます。

廃止ということで、道路橋梁施設災害復旧事業、限度額が 1 億 1,612 万円、こちらにつきましては当初菅原橋の災害復旧事業での借入を予定しておりましたが、財源確保の見通しが立ったため、借入れを取りやめるものでございます。

56 ページは基金の運用状況でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第 13、議案第 55 号 令和 5 年度浪江町公共

下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第55号 令和５年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,545万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億3,838万円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

63ページをご覧ください。

本定例会で計上しております補正予算につきましては、農業集落排水区域を公共下水道区域へ接続する各種工事におきまして、工事単価の入替え等により補正するものでございます。

歳入予算になります。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１社会資本整備総合交付金775万3,000円増は、管渠築造工事に対する交付金で補助率２分の１でございます。

款７公共下水道事業債、項１公共下水道事業債、目１公共下水道事業債770万円の増は、借入金額の増額でございます。

続きまして、64ページをご覧ください。

歳出予算になります。

款１公共下水道事業、項１公共下水道事業費、目２下水道建設費1,550万6,000円の増は、節14工事請負費において資材及び労務単価の入替え等により増とするものでございます。

続きまして、60ページにお戻りいただいてご覧をお願いします。

第２表地方債補正でございます。

歳入予算で説明いたしました公共下水道事業債につきまして770万円増額し、限度額を4,215万1,000円に変更するものでございます。

その他については、変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第56号 令和５年度浪江町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第56号 令和５年度浪江町水道事業会計補

正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、水道事業資本的収入に2億4,688万9,000円を増額し、資本的支出に3億5,270万3,000円を増額するものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、補正予算説明資料によりご説明いたします。

72ページをご覧ください。

本定例会で計上しております補正予算につきましては震災後の適正な水道施設の整備計画に基づきまして、復興事業の交付金等を利用して実施しているもので、その財源等で実施する工事請負費及び委託料でございます。交付率は事業費の3分の2と復興特別交付税30分の1になります。

それでは、上の段、資本的収入になります。

款1水道事業資本的収入、項4補助金、目1補助金2億4,688万9,000円の増は、支出、建設改良費の財源となる町からの補助金であります。

次に、下の段、資本的支出になります。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備改良費3億5,270万3,000円の増は、工事請負費3億2,476万7,000円で、小野田配水場建設工事及び水源改良工事につきまして単価の入替え等による増額、送水管布設工事については新規追加であります。

その下、委託料2,793万6,000円の増は、国道6号線及びJR線路の横断部推進工事設計委託料であります。

次に、66ページをご覧ください。

継続費についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました工事請負費の補正に伴う継続費の変更であります。

一番上の段、事業名、小野田取水場建設工事につきましては、変更はございません。

2段目、事業名、小野田配水場建設工事並びに3段目、事業名、水源改良工事につきましては、令和5年度の年割額が変更となります。

4段目、事業名、小野田系統送水管布設工事につきましては、新規追加でございます。令和5年度から令和6年度までの2か年事業とし、工事費においては7億2,512万8,000円であります。2か年における年割額につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第15、報告第1号 令和4年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第1号 令和4年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和4年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、報告第1号につきまして、74ページ、令和4年度浪江町一般会計継続費繰越計算書によりご説明をさせていただきます。

まず、款6農林水産業費、項1農業費、事業名は畜産施設敷地伐採業務、こちらにつきましては並行して施工しております敷地造成工事のほうで発生する樹木の根の部分の除根量が現段階では確定できないということになっておりまして1,904万7,000円を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

その下、畜産施設敷地造成工事につきましては、令和4年度から令和7年度にわたり継続費の設定をしておりますが、令和4年度につきましては前払金のみの支出でございましたので、予算の残額6,092万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第16、報告第2号 令和4年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第2号 令和4年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和4年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、76ページ、令和4年度浪江

町一般会計繰越明許費繰越計算書のほうをご覧ください。

こちらの表につきましては、様々な理由により令和4年度中の事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越した事業の内訳となっております。

76ページから77ページにかけまして、全合計16事業、9億874万4,000円を令和5年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第17、報告第3号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第3号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和4年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。79ページをご覧ください。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名、下水道建設事業につきましては、翌年度繰越額3,899万円でございます。この事業の中には2件ございまして、1つは請戸川右岸第2排水区雨水施設整備基本設計業務委託、2つ目は浪江浄化センター薬品供給機更新工事であります。

まず、請戸川右岸第2排水区雨水施設整備基本設計業務委託につきましては、令和元年度台風の降雨実績による浸水箇所の解消をするため、当初計画から変更と工期の延長をしております。

続きまして、浪江浄化センター薬品供給機更新工事につきましては、世界的な半導体不足により、資材の製造及び納入の遅れ等により工期の延長をしております。

財源の内訳につきましては、記載のとおりであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については、13日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

13日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集賜りますようお願い申し上げます。

◎延会について

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。

（午前9時59分）

令和 5 年	6 月	8 日（木曜日）	常任委員会
令和 5 年	6 月	9 日（金曜日）	常任委員会
令和 5 年	6 月 1 0 日（土曜日）	休 日	
令和 5 年	6 月 1 1 日（日曜日）	休 日	
令和 5 年	6 月 1 2 日（月曜日）	休 会	

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 5 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 5 年 6 月 1 3 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 3 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和 5 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 4 号 | 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 3 | 議案第 4 5 号 | 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 6 号 | 工事請負契約の締結について（津島地区防災備蓄倉庫等整備工事（建築）） |
| 日程第 5 | 議案第 4 7 号 | 工事請負契約の締結について（福島高度集成材製造センター製品保管倉庫新築工事） |
| 日程第 6 | 議案第 4 8 号 | 工事請負契約の締結について（棚塩 R E 1 0 0 産業団地造成工事） |
| 日程第 7 | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 8 | 議案第 5 0 号 | 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 9 | 議案第 5 1 号 | 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 2 号 | 工事請負契約の締結について（町営高瀬野球場復旧工事（土木）） |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 3 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 4 号 | 令和 5 年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 5 号 | 令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 6 号 | 令和 5 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 5 | 報告第 1 号 | 令和 4 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第 1 6 | 報告第 2 号 | 令和 4 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越 |

- 計算書について
- 日程第 17 報告第 3 号 令和 4 年度浪江町公共下水道事業特別会計
繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 18 発委第 4 号 浪江町議会議員の請負の状況の公表に関する
条例の制定について
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（１５名）

１番 武 藤 晴 男 君
 ３番 吉 田 邦 弘 君
 ５番 小 澤 英 之 君
 ７番 紺 野 則 夫 君
 ９番 山 本 幸一郎 君
 １１番 渡 邊 泰 彦 君
 １３番 佐々木 勇 治 君
 １５番 紺 野 榮 重 君

２番 紺 野 豊 君
 ４番 平 本 佳 司 君
 ６番 半 谷 正 夫 君
 ８番 佐々木 茂 君
 １０番 高 野 武 君
 １２番 松 田 孝 司 君
 １４番 山 崎 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 栄 光 君

副 町 成 井 長 祥 君

代 表 監 査 委 員 宮 口 勝 美 君

企 画 財 政 課 長 吉 田 厚 志 君

産 業 振 興 課 長 蒲 原 文 崇 君

住 宅 水 道 課 長 木 村 順 一 君

市 街 地 調 整 課 長 今 野 裕 仁 君

介 護 福 祉 課 長 松 本 幸 夫 君

教 育 総 務 課 長 鈴 木 清 水 君

副 町 山 本 長 邦 一 君

教 育 笠 井 長 淳 一 君

総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長 宮 口 勝 美 君

住 民 課 長 柴 野 一 志 君

農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 金 山 信 一 君

建 設 課 長 宮 林 薫 君

健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長兼 仮設津島診療所事務局長 西 健 一 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 野 隆 幸 君

生 涯 学 習 課 長 兼 浪江町公民館館長兼 浪江町図書館長 岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	久君	次長	兼中	係野	長	夕華子	君
書	岡本	記	ち	り	君		

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
（午前 9時00分）
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
-

◎議案第43号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第1、議案第43号 東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより、議案第43号 東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第44号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第2、議案第44号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第44号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第45号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第45号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第46号 工事請負契約の締結について（津島地区防災備蓄倉庫等整備工事（建築））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野 武君。

- 10番（高野 武君） この件で、今回で防災備蓄倉庫の整備が完全に終わりかなとは思いますが、現在町内では、帰還人口が割と増加傾向にあります。その中で、備蓄倉庫の総計、要するに防災備品、これは大体何人分ぐらいを、総額というか想定して計画しているのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） おはようございます。

備蓄倉庫の装備の想定人数はということですが、室原防災備蓄倉庫の分については、約500名分。あと、津島については、約50名から100名分ということで、現在予定しております。これから、津島も、室原につきましても、備品の数量確定及び購入の予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第46号 工事請負契約の締結について（津島地区防災備蓄倉庫等整備工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第47号 工事請負契約の締結について（福島高度集成材製造センター製品保管倉庫新築工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 1つ目のご質問をさせていただきたいと思えます。

延べ床面積が1,382.3平米、これの根拠といいますか、この大きさにした根拠を教えてくださいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） こちらの倉庫の大きさに関してでございますけれども、集成材の製品を、完成したものを約2か月間保管できる規模ということで算定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 2か月分といいますと、製品、完成品等含めて何立米ぐらいを考えていますか。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 製品の種類によって立米数が変わってくるのですが、製造しているものの製品、そういった部分が約2か月間その倉庫で保管し出庫するというのに耐え得る大きさということで算出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第47号 工事請負契約の締結について（福島高度集成材製造センター製品保管倉庫新築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第48号 工事請負契約の締結について（棚塩RE100産業団地造成工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第48号 工事請負契約の締結について（棚塩 R E 100産業団地造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第49号 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野 武君。

○10番（高野 武君） 第49号から第51号まで大体同じような内容ですので、一括して質問いたしますけれども、これまで除染が終了したため池関係、今回提示されているのは4か所だけなのですけれども、この4か所だけ線量が上がっているとは思えません。そこで、この4か所以外に線量調査した箇所はあるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） それでは、お答えいたします。

調査対象としたため池の箇所は、30ため池になってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野 武君。

○10番（高野 武君） 結果としてですけれども、今後やはり大雨とかいろんな関係上、風水害と合わせてですけれども、線量が上がる場所がやはり増えるのではないかなと思います。

そこで、定期的に、できれば台風シーズンの後あたりの大雨被害が明けたような後にでも、また再度検査というか調査をするというようなことは考えているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 計画的な調査についてお答えいたします。

国が実施するモニタリングの対象ため池は15ため池になっておりまして、こちらは定期的に調査することになっております。そちらで線量が基準値を超過したということであれば、町として詳細調査に入っていくことになります。一方、それ以外のため池につきましては、台風や、あとは災害級の雨がいった際に調査することができるとなっておりますので、そちらの大雨の状況を踏まえて、国と相談しながら調査を実施していくことにしております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野 武君。

○10番（高野 武君） 今、15か所、これは定期的に国のほうでやるんだということですが、この15か所の根拠というのは、その辺はどうなんですか、その辺も伺います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 15か所の根拠でございますが、国のほうで選定しておりますけれども、場所や地形によって、国として選定しておると聞いております。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） おはようございます。何点か質問いたします。

今10番議員からありましたように、第49号から第51号は再対策の工事請負契約でありまして、この財源内訳をお伺いします。

さらに、後で議論されますけれども、補正で、設計単価の見直しがされまして補正増になった部分があります。今回の設計単価は見直し後の設計単価なのか見直し前の設計単価なのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ため池対策の財源更正ですが、福島再生加速化交付金を活用して、補助事業として行っております。また、補助裏分については、震災復興特別交付税で措置されているものでございます。

続きまして、単価の見直しということでございますが、この先の補正予算での内容とはなりますけれども、今回当所予算に申請上間に合わなかったため池について補正予算で計上させていただいておりますので、単価については特に見直したというところはございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 財源内訳に関しては理解しました。また、見直し前の設計単価だということで、以前ありましたけれども、物価高騰、資材高騰で見直すべき金額が適正に多分出てくると思うので、そのときは変更契約が出てくるのかなというふうに思っております。

再質問ですけれども、再対策ですけれども、果たしてため池の底を掘削するだけでいいのかというふうに疑問があります。というのは、大雨やいろいろな理由で土砂とか線量の高い物質がため池に流出されることは想定されますので、流出の防止策を私はすべきかと思っております。他方、山林からの流出であれば、山林は除染しないということですから、数回繰り返せば間接的な除染にもつながるのかなというふうにも思っております。

そこで、キロ8,000ベクレルを超えるのであれば、何回も対策工事を行うのか。その辺は協議されているのか。また、行うのであれば、財源はどのような協議をされているのか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、初めの、これまでの対策にプラスして特別な対策を考えられないのかというところでございますが、工事の内容といたしましては、ため池対策マニュアルに定められているものということで調査、設計をさせていただいておりますので、それ以上の対策については、なかなか財源をつけてもらうことが難しいという中では、現状の対策工事をしているというところでございます。

また、今後も流入が続くと、根本的な対策ということでございますが、やはりこの先も大雨であったりそういった状況によって基準値を超える可能性はあると考えております。やはり山林が除染されていない状況であるということでございますので、そちらについては、町として、全体的な課題として今後も国に話をしていきたいなというふうに思っているところです。

最後に、何回こちらの対策ができるかということですが、国から言われているのは、大雨の状況とか、明らかに外部要因が発生しているという確認をもって再対策の協議は受けるという話をしています。ただ、何回までとかそういった回数の明示はないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第49号 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第50号 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第50号 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第51号 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第51号 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第52号 工事請負契約の締結について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第52号 工事請負契約の締結について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第53号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第53号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第54号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第54号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第55号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第55号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第56号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第56号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の質疑

○議長（平本佳司君） 日程第15、報告第1号 令和4年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
以上で報告第1号を終わります。
-

◎報告第2号の質疑

- 議長（平本佳司君） 日程第16、報告第2号 令和4年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
以上で報告第2号を終わります。
-

◎報告第3号の質疑

- 議長（平本佳司君） 日程第17、報告第3号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
以上で報告第3号を終わります。
-

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第18、発委第4号 浪江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。
〔事務局長朗読〕
- 議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長、山崎博文君、登壇でお願いします。
14番、山崎博文君。
〔14番 山崎博君登壇〕
- 14番（山崎博文君） それでは、発委第4号 浪江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の提案理由について申し上げます。
改正前の地方自治法第92条の2の規定では、議員個人と町との請負が認められていませんでした。この禁止により、議員のなり手不足の一要因となっていたため、今回の法改正により、政令で定める

一定金額、年間300万円までは、議員個人による町との請負が規制の対象外となったため、議員は町に対し年間300万円まで請負が可能になりました。これを踏まえ、浪江町議会議員と浪江町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため本条例を制定するものです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、発委第4号 浪江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（平本佳司君） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申出書のとおり閉会中の継続審査または調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付されました事件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（平本佳司君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月6日の本定例会開会以来、終始ご熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

このたび上程させていただいた議案は全て重要であります。議案48号の棚塩R E 100産業団地造成工事は、約15ha、全5区画にて、令和7年度の竣工を目指し整備するものであります。

当町は、令和2年にゼロカーボンシティを宣言いたしました。この団地には、環境に配慮した再生可能エネルギーを積極的に使用する企業を誘致してまいりたいと考えております。また、今年の3月には、浪江町でカーボンニュートラルを達成し、町の行政活動・復興活動と二酸化炭素の排出低減の両立を図るべく、浪江町地球温暖化対策総合計画・なみえエネルギーチャレンジ2035を策定いたしました。今後、団地内の誘致企業へ再生可能エネルギーや水素エネルギーを供給することや、関係する企業、F-R E I、また米国のランカスター市やハワイ郡とも連携を強化してまいります。

このような動きを後押しするように、今月6日、政府は水素基本戦略の改定を関係閣僚会議で決定し、福島水素エネルギー研究フィールドがまちづくりにおけるエネルギー供給の中核的な役割を担えるよう国として支援することも明記されたところであり、環境配慮に関し、世界の先駆けとなる取組を進めてまいります。

そのほかの議案につきましても、審議の過程でいただいた貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行にしっかりと生かしてまいります。また、このたびの一般質問では、今後の町の財政運営やまちづくりなどにおける重要課題について、提案を含め、ご質問をいただきました。帰還困難区域に関するおただしもいただきましたが、特定復興再生拠点区域外の住民の皆様を対象とした帰還意向調査では、5月31日時点の集計となりますが、帰還を希望する方は、対象者の30.3%、229世帯でありました。そして、今月、福島復興再生特別措置法の改正により、特定帰還居住区域が創設されました。大変長い時間がかかりましたが、拠点外の住民の皆様のふるさとへの思いに応えるべく、今後もしっかりと道筋を立ててまいる所存であります。

町政執行にあつては、まだまだ課題山積の状況にございますが、議員各位のご理解、ご協力の下、しっかりと町民福祉の向上と一日も早い復興の実現を目指し、全力を尽くしてまいります。

結びに、梅雨を迎え、体調管理が難しい季節になります。議員各位におかれましては、健康にご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和5年6月13日、浪江町長、吉田栄光。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年浪江町議会6月定例会を閉会いたします。

（午前 9時37分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署 名 議 員 武 藤 晴 男

署 名 議 員 紺 野 豊

署 名 議 員 吉 田 邦 弘